

# 資料3 原子力施設等の安全確保

(資料3-1 原子力安全協定等)

## ① 原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）、「所在市町村名」（以下「乙」という。）並びに「隣接市町村名」（以下それぞれ「丙」という。）と「原子力事業者名」（以下「丁」という。）は、丁の「事業所名又は研究所名」に関し、原子力の研究開発及び利用に供する施設（以下「原子力施設」という。）周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全することを目的として、次のとおり協定する。

### （安全確保の責務）

第1条 甲、乙、丙及び丁は、原子力施設周辺の安全確保が全てに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

2 丁は、原子力施設周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、関係諸法令等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用・運転・管理（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

### （放射性廃棄物の放出管理）

第2条 丁は、自己の原子力施設から放出する気体状及び液体状の放射性廃棄物中の放射性物質を法令の定める限度以下に抑えることはもとより、その濃度及び量についてできる限り低くするため、別に定める値を管理の目標値として原子力施設の運転等を行うものとする。

2 丁は、前項の放射性物質の濃度及び量を低減するため、必要な技術開発を促進するなど適切な措置を積極的に講ずるものとする。

### （核燃料物質等の保管管理）

第3条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物その他の放射性物質の保管及び管理にあたっては、法令等に定めるところによるほか更に安全確保に必要な措置を講ずるものとする。

2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減及び減容に努めるものとする。

### （公害の防止及び環境保全）

第4条 丁は、その事業活動に伴って生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、地域の生活環境を保全するため敷地内の緑化等必要な対策を講ずるものとする。

### （新增設等に対する事前了解）

第5条 丁は、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更し、又はこれらに係る用地の取得をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

2 甲は、前項の場合において必要があると認めるときは、丙の意見を求めるものとする。

(廃止措置計画)

第5条の2 丁は、原子力施設の廃止措置を講じようとするときは、当該廃止措置に関する計画について、甲及び乙の同意を得るものとする。廃止措置に関する計画を変更するときも同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 丁は、前項の同意を得たときは、速やかに当該計画の内容を丙に報告するものとする。

(監視体制の強化)

第6条 丁は、放射性廃棄物の放出状況等について監視体制の充実強化を図り、積極的に監視測定を行うとともに、その結果を記録するものとする。

(委託企業等の指導)

第7条 丁は、自己の原子力施設の運転等に関する業務を委託したときは、受託者に対し、安全管理上の教育訓練を徹底するとともに、指導監督を十分に行い、受託者の事業活動に起因して安全が損なわれないよう措置するものとする。

(防災対策)

第8条 丁は、防災体制の充実強化を図るとともに、地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(自主規制)

第9条 丁は、自己の事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があるときは、原子力施設の全部又は一部の使用の停止等必要な措置を講ずるものとする。

(安全上の措置)

第10条 甲及び乙は、次の各号の一に該当するときは、丁に対し原子力施設の運転等の停止、運転等の方法の改善等安全確保のための措置を求めることができる。

(1) 第12条第1項に規定する立入調査の結果、地域の安全対策上特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。

(2) 丁の事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があると認められるとき。

2 丙は、甲及び乙に対して、前項の規定に基づく必要な措置を求めるよう要請することができる。

3 丁は、第1項の求めがあったときは、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置について甲及び乙に報告するものとし、甲は、丙に対しその内容を通知するものとする。

4 丁は、第1項の求めにより運転等を停止した原子力施設について、運転等を再開しようとするときは、事前に甲及び乙と協議するものとする。

(損害の補償)

第11条 丁は、自己の原子力施設の運転等に起因して地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償するものとする。

2 丁は、自己の原子力施設の運転等に起因して生じたと思われる損害が発生した場合において、その損害の発生原因が丁に帰するものであるかどうか争いがあるときは、甲、乙及び損害に関係ある丙の共同調査の結果を尊重して解決するよう努めるものとする。

(立入調査等)

第12条 甲又は乙は、原子力施設周辺の安全を確保するため必要と認めるときは、丁に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる職員等に丁の事業所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に掲げる一般職の職員
- (2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める者

2 丙は、原子力施設周辺の安全を確保するため必要と認めるときは、あらかじめ甲及び乙に連絡のうえ、その職員(前項第1号及び第2号に規定する職員をいう。)に丁の事業所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

3 丁は、前2項の立入調査に協力するものとする。

(立入調査の同行)

第13条 乙又は丙は、前条第1項又は第2項の立入調査をさせる場合において、丁の原子力施設の運転等に起因して周辺地域の生活環境に著しい影響があったとき若しくはそのおそれがあるとき又は地域住民の健康に影響があったとき若しくはそのおそれがあるときは、乙又は丙の指名する当該市町村の住民を同行させることができる。

(保安関係の規程の遵守)

第14条 前2条の規定により丁の施設に立ち入る者及びその同行者は、安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

(定期的な報告等)

第15条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、毎年度当初に報告するものとする。

- (1) 年間主要事業の計画
- (2) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施計画
- (3) 放射線業務従事者の放射線被ばく状況

2 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、四半期ごとに報告するものとする。

- (1) 原子力施設の運転等の状況
- (2) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送状況
- (3) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施状況

(随時の報告)

第16条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、その都度速やかに報告するものとする。

- (1) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送を計画したとき又はその計画を変更したとき。
- (2) 原子力施設の安全管理に関する基本規定の策定又は改廃をしたとき。
- (3) 原子力施設の新増設等工事を完了したとき。
- (4) 原子力施設を変更しようとするとき。(第5条の規定が適用される場合を除く。)
- (5) 原子力施設の定期検査を実施しようとするとき及び実施したとき。
- (6) 報道機関に対し、特別に広報又は公表をするとき。

- (7) 原子力施設の定期的な評価を実施し、国に報告したとき。
- (8) 原子力施設を廃止したとき。
- (9) その他必要な事項

(事故・故障等の連絡等)

第17条 丁は、自己の原子力施設等において、次の各号に掲げる事故・故障等が発生したときは、甲、乙及び丙に対し、その旨を直ちに連絡するとともに、その状況、原因、それに対する措置、環境への影響等について速やかに報告するものとする。

- (1) 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。
- (2) 放射線業務従事者等について、別に定める線量を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (3) 原子力施設に重大な故障があったとき。
- (4) 事業所敷地内において火災があったとき。
- (5) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき。
- (6) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 前各号のほか、原子力施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき。

2 丁は、前項各号に掲げる事故・故障等が発生した場合以外の場合であっても、連絡及び報告の必要があると判断したときは、甲、乙及び丙に対し、必要な事項について、直ちに連絡するとともに、速やかに報告をするものとする。

3 前2項に規定する連絡及び報告のほか、甲、乙又は丙は、必要があると認めるときは、丁に対し、必要と認める事項について連絡及び報告を求めることができる。この場合において、丁は、甲、乙及び丙に対し、必要な事項について直ちに連絡するとともに、報告を求められた事項その他必要な事項について、速やかに報告するものとする。

(監視委員会の意向の尊重)

第18条 丁は、茨城県東海地区環境放射線監視委員会がその所掌事務として行った次の事項を尊重するものとする。

- (1) 放射線監視計画
- (2) 放射線監視結果の評価結果
- (3) 放射性廃棄物の環境放出の検討結果
- (4) 環境監視に関する調査結果

(諸調査への協力)

第19条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(細則)

第20条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ別に定めるものとする。

(協議)

第21条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県知事 ○ ○ ○ ○  
乙 所在市町村長 ○ ○ ○ ○  
丙 隣接市町村長 ○ ○ ○ ○  
丁 原子力事業者  
代表者 ○ ○ ○ ○



茨城県原子力安全協定集

## ② 原子力事業所に係る隣々接市町村域の安全確保のための 通報連絡等に関する協定書

別記に掲げる市町村（以下「甲」という。）と原子力事業者（以下「乙」という。）は、乙の事業所又は研究所について、隣々接市町村域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し、茨城県の立会いのもとに次のとおり協定する。

### （異常時における連絡）

第1条 乙は、甲に対し次の各号のいずれかに該当するときは、その都度連絡するものとする。

- (1) 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。
- (2) 放射線業務従業者等について、別に定める線量を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (3) 原子力施設に重大な故障があったとき。
- (4) 事業所敷地内において火災があったとき。
- (5) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき。
- (6) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 前各号のほか、原子力施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事故・故障等が発生した場合以外の場合であっても、連絡及び報告の必要があると判断したときは、甲に対し、必要な事項について、直ちに連絡するとともに、速やかに報告をするものとする。

3 前2項に規定する連絡及び報告のほか、甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、必要と認める事項について連絡及び報告を求めることができる。この場合において、乙は、甲に対し、必要な事項について直ちに連絡するとともに、報告を求められた事項その他必要な事項について、速やかに報告するものとする。

### （連絡方法）

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、直ちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとし、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文章により速やかに報告するものとする。

### （立入調査の同行）

第3条 甲は、この協定の施行に関し必要な限度において、「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第12条の規定に基づき茨城県又は「所在町村名」が行う立入調査について、あらかじめ茨城県及び「所在町村名」に連絡のうえ、その職員を当該立入調査に同行させることができる。

(協定の運用)

第4条 この協定に定める事項の運用については、「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定運営要項」(平成10年3月31日制定)の定める例によるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項は、茨城県の立会いのもとに、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書13通を作成し、甲、乙及び茨城県が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年8月22日  
(平成10年3月31日一部改正)  
(平成12年9月13日一部改正)  
(平成16年4月30日一部改正)  
(平成19年12月1日一部改正)

甲	隣々接市町村長	○	○	○	○
乙	原子力事業者				
	代表者	○	○	○	○
立会人	茨城県知事	○	○	○	○

### ③ 再処理及び照射後試験のための使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と東海村（以下「乙」という。）と〇〇電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）とは、使用済燃料の輸送の安全確保の重要性にかんがみ、再処理及び照射後試験のための使用済燃料の輸送（以下単に「輸送」という。）に関し、周辺住民の安全を確保するとともに、地域の生活環境を保全することを目的とし、次のとおり協定を締結する。

#### （輸送経路）

第1条 丙が、使用済燃料を再処理のため独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所（以下「機構東海サイクル研」という。）の再処理施設に輸送する場合は、茨城県の区域内においては、順次、次の各号に掲げる施設を経て行うものとする。

- (1) 丁の東海発電所（以下「原電東海」という。）の物揚げ施設（以下単に「物揚げ施設」という。）
- (2) 原電東海の敷地内の道路
- (3) 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所（以下「機構東海原科研」という。）の敷地内の道路
- (4) 機構東海サイクル研の橋りょう及び敷地内の道路

2 丙が、使用済燃料を照射後試験のため機構東海原科研又は日本核燃料開発株式会社（以下「日本核燃」という。）の燃料試験施設に輸送する場合は、次の各号の区分に従い、茨城県の区域内においては、順次、当該各号に掲げる施設を経て行うものとする。

- (1) 機構東海原科研の燃料試験施設への輸送
  - ア 物揚げ施設
  - イ 原電東海の敷地内の道路
  - ウ 機構東海原科研の敷地内の道路
- (2) 日本核燃の燃料試験施設への輸送
  - 物揚げ施設

#### （輸送の責任）

第2条 丙及び丁は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる施設における輸送及び当該輸送に伴い発生した事態について、丙が輸送に係る業務を第三者に委託した場合を含めて、その責任を共同で負うものとする。

ただし、第13条の規定により丙が賠償責任を負う場合及び第14条第1項の規定により丙が業務を行う場合を除く。

#### （輸送計画等）

第3条 丙は、第1条第1項又は第2項の輸送を行うに当たっては、その都度、次の各号に掲げる事項を含む輸送計画を定めるものとする。

- (1) 輸送予定年月日
- (2) 輸送数量等
- (3) 使用済燃料の概要
- (4) 線量当量率及び表面の放射性物質の密度

- (5) 協定第12条に規定する輸送本部
  - (6) 輸送業者
  - (7) 輸送船舶の概要
  - (8) 輸送車両の概要
  - (9) 車両輸送の方法
- 2 丙は、前項の輸送計画を作成し、又は変更しようとするときは、丁と協議のうえ、次の各号に掲げる書類を掲示し、輸送計画(変更)書により、当該輸送について甲及び乙と協議し、了解を得るものとする。
- (1) 第1条第1項各号又は第2項各号に掲げる施設の管理者との間の当該施設の使用についての了解に関する書類の写し
  - (2) 輸送に関する関係行政機関の確認書等の写し
  - (3) 燃料検査結果
  - (4) その他輸送体制が確立されていることを証する書類の写し
- 3 丙は、前項の規定による甲及び乙の了解を、輸送の開始の時(使用済燃料の運搬船が船積港を出港する時を言う。以下同じ。)までに得なければならない。ただし、気象・海象の影響による輸送日時の変更及び輸送の開始後に生じた変更のうち、軽易なもの又はやむを得ない事由によりあらかじめ了解を得るいとまのないものについては、この限りではない。
- 4 前項ただし書の場合において、丙は、速やかにその旨を甲及び乙に連絡し、その後の輸送の実施について協議するものとする。
- 5 甲及び乙は、周辺住民の安全の確保又は地域の生活環境の保全上必要があると認めるときは、輸送計画の変更を求めることができる。

(輸送終了の連絡)

第4条 丙は、輸送が終了したときは、その都度、遅滞なく甲及び乙に連絡するものとする。

(安全輸送要領)

- 第5条 丙及び丁は、輸送に係る次の各号に掲げる事項について、使用済燃料安全輸送要領を定め、これに従って輸送を行うものとする。
- (1) 使用済燃料の物揚げ施設における荷役
  - (2) 再処理のための使用済燃料については、使用済燃料の物揚げ施設から機構東海サイクル研の再処理施設までの運搬及び照射後試験のための使用済燃料については、使用済燃料の物揚げ施設から機構東海原科研の燃料試験施設までの運搬
  - (3) 輸送に係る運搬船の物揚げ施設への入港及び物揚げ施設からの出港
- 2 丙及び丁は、前項の使用済燃料安全輸送要領を定めるに当たっては、使用済燃料の性状にかんがみ、周辺住民の安全の確保及び地域の生活環境の保全上適切な配慮をするものとする。
- 3 丙及び丁は、第1項の使用済燃料安全輸送要領を定めるときは、あらかじめ甲及び乙の了解を得るものとする。
- 4 前2項の規定は、使用済燃料安全輸送要領の変更について準用する。

(受託業者の教育等)

第6条 丙は、輸送に係る業務を第三者に委託したときは、丁の協力を得て、受託者への関係法令の

遵守、安全管理上の教育訓練の徹底その他の指導監督を十分に行い、受託者の行為に起因して周辺住民の安全及び地域の生活環境が損なわれないようにするものとする。

(放射線の管理)

第7条 丙は、使用済燃料を運搬船に積載するとき及び運搬船から陸揚げするときに、使用済燃料の輸送容器に係る線量当量率及び当該輸送容器の表面の放射性物質の密度を測定し、その結果を記録しておくとともに、第4条の連絡と併せて、放射線管理記録報告書を甲及び乙に提出するものとする。

2 丙は、前項の規定により測定した結果、異常値を検出したときは、適切な措置を講ずるとともに、直ちに、甲及び乙に報告し、事後の措置について協議するものとする。

(事故の対策)

第8条 丙及び丁は、輸送に関し、あらかじめ使用済燃料事故対策要領を定めておくものとする。

2 丙及び丁は、前項の使用済燃料事故対策要領を定めるときは、あらかじめ甲及び乙の了解を得るものとする。

3 前項の規定は、使用済燃料事故対策要領の変更について準用する。

(事故の報告)

第9条 丙及び丁は、事故が発生したときは、前条の使用済燃料事故対策要領に基づき必要な措置を講ずるとともに、直ちに口頭又は電話で甲及び乙に報告し、かつ、速やかに事故報告書を甲及び乙に提出するものとする。

2 甲及び乙は、前項の報告を受けたときは、丙及び丁に対して必要な措置を求めることができるものとし、丙及び丁は甲及び乙と協議し、その求めに誠意をもって応ずるものとする。

(立会い及び調査)

第10条 甲及び乙は、自ら輸送の安全を確認する必要があると認めるときは、その職員を輸送に立ち合わせ、又は輸送について調査させることができる。

2 丙は、前項の立会い及び調査が円滑に実施できるよう第1条第1項各号及び第2項各号に掲げる施設の管理者から、甲及び乙の当該施設への立入りについて、あらかじめ同意を得ておくものとする。

(措置の要求)

第11条 甲及び乙は、前条第1項の立会い又は調査の結果必要があると認めるときは、直接に又は国を通じて丙及び丁に対して、安全確保上必要な措置を求めることができる。

2 丙及び丁は、前項の措置を求められたときは、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、講じた措置について甲及び乙に報告するものとする。

(輸送本部)

第12条 丙及び丁は、輸送の実施に関する業務を統一的に指導及び監督するため、並びにこの協定に定める連絡、報告等の事務を処理するため、輸送の都度、輸送に係る運搬船が物揚げ施設に入港する日の前日から、運搬船が物揚げ施設を出港した時点又は輸送が終了した時点のいずれか遅い時

点までの間、原電東海内に輸送本部を設置するものとする。

- 2 丙又は丁は、輸送本部に責任者を置くものとする。
- 3 丙及び丁は、輸送本部を設置したときは、直ちにその旨及び責任者の氏名、丙が輸送に業務を委託する業者の名称等を甲及び乙に連絡するものとする。
- 4 第1項の規定により輸送本部が設置されている期間の甲乙丙丁間の連絡、報告等は輸送本部を通じて行うものとする。

(賠償責任)

第13条 丙は、輸送に起因して地域住民に損害が生じた場合は、誠意をもって賠償するものとする。

(防災対策)

- 第14条 丙は、〇〇電力株式会社〇〇発電所原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力災害の発生及び拡大を防止するため並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を実施する。
- 2 丙及び丁は、地元原子力関係機関の協力のもとに、甲の茨城県地域防災計画及び乙の東海村地域防災計画に基づく防災対策に積極的に協力するものとする。

(報告等)

第15条 甲及び乙は、この協定の実施に関し必要と認めるときは、丙又は丁に対して報告を求め、又は事情を聴取することができる。

(照射後試験終了後の輸送)

第16条 第1条から前条までの規定は、機構東海原科研の燃料試験施設における照射後試験を終了した使用済燃料を機構東海サイクル研の再処理施設に輸送する場合に準用する。

(運営要項)

第17条 この協定の施行に関し必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ別に運営要項で定めるものとする。

(協 議)

第18条 この協定に定める事項を変更しようとするとき又はこの協定に関し疑義を生じたとき若しくはこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 茨城県知事	○	○	○	○
乙 東海村長	○	○	○	○
丙 電気事業者				
代表者	○	○	○	○
丁 日本原子力発電株式会社				
取締役社長	○	○	○	○

【※第1条第2項は、関西、四国、九州の各電力においては以下の通り】

2 丙が、使用済燃料を照射後試験のため機構東海原科研、日本核燃又はニュークリア・デベロップメント株式会社(以下「NDC」という。)の燃料試験施設に輸送する場合は、次の各号の区分に従い、茨城県の区域内においては、順次、当該各号に掲げる施設を経て行うものとする。

(1) 機構東海原科研の燃料試験施設への輸送

- ア 物揚げ施設
- イ 原電東海の敷地内の道路
- ウ 機構東海原科研の敷地内の道路

(2) 日本核燃又はNDCの燃料試験施設への輸送

物揚げ施設

【※第14条第1項は、東京、関西、九州の各電力においては以下の通り】

第14条 丙は、○○発電所、○○発電所及び○○発電所のうち、搬出元となる発電所の原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力災害の発生及び拡大を防止するため並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を実施する。



茨城県使用済燃料輸送協定集

## 原子力安全協定等改正の経緯

<p>協定、 覚書及び 運営要項 の改正 (昭和55年4月)</p>	<p>(1) 昭和54年3月に発生した米国スリーマイルアイランド原子力発電所事故により、原子力施設の安全確保に係る原子力行政機関及び原子力事業所は、原子力防災対策の技術的検討を迫られたこと、また、4年余にわたる運用実績を踏まえた、市町村及び原子力事業所における協定の改善機運の高まりを背景として、昭和55年4月、協定、覚書及び運営要項の改正を行った。</p> <p>(2) 改正の主な内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「隣接市町村」の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 那珂町、常澄村、茨城町：締結当時は辞退したが、使用済燃料輸送協定の締結等を受け、当事者となった。</li> </ul> </li> <li>② 「隣接市町村の関与範囲」の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 措置要求時における意見の聴取</li> </ul> </li> <li>③ 「地域防災対策に対する原子力事業者の協力内容」の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時連絡体制の整備、緊急時環境放射線モニタリング及び原子力防災訓練への協力等</li> </ul> </li> <li>④ 「各種連絡事項」の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育訓練実施計画、放射線被ばく状況、核物質輸送状況、教育訓練実施状況、新增設工事完了届、原子力施設解体届、定期検査実施計画・結果、定期検査時の重大な欠陥報告、軽易な事故・故障の連絡</li> </ul> </li> <li>⑤ 「核燃料輸送物等輸送計画」の連絡対象範囲の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A型（装荷燃料）、BM型、BU型</li> </ul> </li> </ol>
<p>運営要項 の改正 (昭和61年4月)</p>	<p>(1) 昭和55年の改正後、協定推進協議会の活動とも相まって、協定の適切な運用を図ってきたが、県内外における原子力施設の事故・故障を契機とした、安全性等に対する社会的関心の高まりの中で、運用面での見直しの必要性が各協定当事者から提起されたため、昭和61年4月、運営要項の改正を行った。</p> <p>(2) 改正の主な内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「新增設計画の了解」対象施設の範囲の拡大等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設建設を伴わない増設計画を了解の対象として追加</li> <li>・ 了解対象施設及び隣接市町村意見聴取対象施設に係る範囲の明確化</li> </ul> </li> <li>② 「原子力施設使用廃止連絡」事項の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止方法の変更時の連絡を追加</li> </ul> </li> <li>③ 「定期検査計画（結果）連絡」対象施設の範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律」に基づく定期検査を追加</li> </ul> </li> <li>④ 「異常事態発生連絡」の対象事象の明確化</li> <li>⑤ 「軽易な事故・故障」の対象事象及び連絡時期の明確化</li> <li>⑥ 「放射性廃棄物のレベル区分」の改定</li> <li>⑦ 「記載要領」の策定及び「様式」の改正</li> </ol>
<p>覚書及び 運営要項 の改正 (平成2年4月)</p>	<p>(1) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴い、単位系がSI単位系に変更されたため、平成2年4月、覚書及び運営要項の改正を行った。</p> <p>(2) 改正点は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「放射性廃棄物の放出管理目標値（覚書別表）」の単位の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ci → Bq</li> </ul> </li> <li>② 「運営要項様式」の単位の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ rem → Sv</li> </ul> </li> </ol>

<p>運営要項の改正 (平成4年11月)</p>	<p>(1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」の改正に伴い、I P型輸送物が新設され、原子力発電所から発生した低レベル放射性固体廃棄物を同輸送物として、「低レベル放射性廃棄物埋設センター」へ輸送することとなったため、平成4年11月、運営要項の改正を行った。</p> <p>(2) 改正点は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「核燃料輸送物等輸送計画」の連絡対象に、I P型輸送物を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I P型輸送物のうち放射性廃棄物、回収ウラン、装荷燃料を追加</li> <li>・ A型輸送物に回収ウランを追加</li> </ul> </li> <li>② 「核燃料輸送物等輸送状況」の報告対象に、I P型輸送物を追加</li> <li>③ 「年間主要事業計画(5輸送計画)」の連絡対象に、I P型輸送物を追加</li> </ol>
<p>運営要項の改正 (平成6年4月)</p>	<p>(1) 本県における文書管理事務の効率化を図るため、全庁的に行政文書の用紙A判化が実施されることとなり、平成6年4月、運営要項の改正を行った。</p> <p>(2) 改正点は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運営要項の様式規格の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本工業規格B5、B4 → 日本工業規格A4</li> </ul> </li> </ol>
<p>運営要項の改正 (平成6年11月)</p>	<p>(1) 「勝田市」及び「那珂湊市」の合併に伴う「ひたちなか市」の設置により、平成6年11月、運営要項の改正を行った。</p> <p>(2) 改正点は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 輸送に係る隣接市町村への連絡に関する改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 那珂湊市 → ひたちなか市</li> </ul> </li> </ol>
<p>運営要項の改正 (平成7年4月)</p>	<p>(1) 原子力施設の立地から約40年が経過し、施設の増設の他、高経年化した設備の更新工事が増加しつつあり、原子力施設の安全性について一層の確保を図る必要性が生じたため、平成7年4月、運営要項の改正を行った。</p> <p>(2) 改正の主な内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「新增設計画の了解」対象施設の範囲の拡大等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 了解対象施設の範囲の明確化及び拡大</li> <li>・ 了解対象に主要設備の更新を追加</li> <li>・ 隣接市町村の意見を求める範囲の拡大</li> </ul> </li> <li>② 「定期検査連絡」に添付書類を追加</li> <li>③ 「異常時の連絡」に連絡方法を追加</li> <li>④ 「軽易な事故故障」に連絡方法を追加</li> </ol>

<p>協定及び運営要項の廃止制定並びに覚書の廃止 (平成10年3月)</p>	<p>(1) 平成9年3月に動燃東海において発生した火災爆発事故後、隣々接市町村からの要望を踏まえ、平成9年8月22日に県立会いのもと、隣々接市町村と原子力事業所との間で「原子力事業所に係る隣々接市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定」を締結した。この協定の締結にあたり、常陸太田市については隣接市町村として原子力安全協定の当事者に加えることとした。また、協定改定に伴い、協定の体系を全体的に見直すとともに、整理した。</p> <p>(2) 改定の主な内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 隣接市町村の追加 常陸太田市が東海村の隣接市町村として、原研東海、動燃東海及び原電との協定当事者となった。</li><li>② 覚書の廃止 協定書、覚書、運営要項から構成されている現行協定を簡潔な体系とするため、覚書を廃止し、その内容を協定本文及び運営要項に整理した。</li><li>③ 協定の廃止制定 新協定の内容は概ね従来の協定を踏襲するものであるが、手続上廃止制定とした。主な改定事項は以下のとおりである。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 前文の整理</li><li>・ 協定の誠実履行と関係諸法令等の遵守義務を明記</li><li>・ 放射性廃棄物の放出管理の規定の整理</li><li>・ 核燃料物質等の保管管理のための適切な措置規定の追加</li><li>・ 放射性廃棄物の発生量の低減、減容に関する努力規定の追加</li><li>・ 新增設等に対する「事前了解」規定の整理</li><li>・ 安全上の措置要求に関する手続きの整理と使用再開時の事前協議を明記</li><li>・ 立入調査要件の緩和、調査職員の拡大</li><li>・ 事故・故障等に係る見直し整理</li></ul></li><li>④ 運営要項の改定<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営要項の位置づけの明確化</li><li>・ 新增設計画書の提出時期を規定</li><li>・ 防災対策に係る協力事項の追加</li><li>・ 損害の補償範囲の明確化</li><li>・ 隣接市町村の立入調査時の連絡方法を規定</li><li>・ 事故・故障時に係る連絡時期、方法を具体的に規定</li><li>・ 報告様式の変更</li></ul></li></ul>
<p>運営要項の改正 (平成11年7月)</p>	<p>改正の主な内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 新增設等計画の事前了解を要する施設、設備等の見直し</li><li>(2) 協定第5条第2項に基づき、県が隣接市町村に意見を求める範囲の見直し</li><li>(3) 障害防止法適用施設における「人の障害」を協定上の事故の故障から除外</li><li>(4) 核燃料輸送物等輸送計画書の様式を一部変更</li></ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原子力安全協定等の締結範囲の拡大 (平成12年9月)</p>	<p>(1) 平成11年9月にJCO東海事業所において発生した臨界事故後、周辺市町村からの原子力安全協定等の締結に係る要望を踏まえ、平成12年9月13日、原子力安全協定等の締結範囲を拡大した。</p> <p>(2) 改正の主な内容は次のとおりである。</p> <p>① 旭村については、行政区域内にサイクル大洗及び原研大洗の敷地が存在していることから、原子力災害対策特別措置法上の所在市町村に該当すること、また、サイクル大洗の原子力施設の一部が行政区域内に立地していることから、同村を所在市町村として協定を締結した。また、このことより、銚田町を隣接市町村として原子力安全協定を締結した。</p> <p>② 原研等主要5事業所を除く原子力災害特別措置法対象事業所においても、所在市町村（締結済み）及び隣接市町村の間で原子力安全協定を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原研大洗、サイクル大洗             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在市町村の追加：旭村</li> <li>・ 隣接市町村の追加：銚田町</li> </ul> </li> <li>○ JCO、NDC、東京大学、原燃工、核管センター             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接市町村の追加：日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂町</li> </ul> </li> <li>○ 日本核燃             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接市町村の追加：水戸市、ひたちなか市、茨城町、旭村</li> </ul> </li> <li>○ 三菱原燃             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接市町村の追加：水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、桂村、瓜連町</li> </ul> </li> </ul> <p>③ 茨城県の立合いのもと、原子力事業所から半径10km圏内の市町村と原子力事業所との間で「原子力事業所に係る周辺市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定」を締結した。</p> <p>④ 里美村と原研東海、サイクル東海及び原電との間で「原子力事業所に係る隣々接市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定」を締結した。          なお、銚田町については、旭村との合併（平成17年10月11日）により、原子力安全協定の当事者となったことに伴い「原子力事業所に係る隣々接市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定」の当事者から除外した。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">協定及び運営要項の改正 (平成16年4月)</p>	<p>(1) 東京電力株式会社における不正問題等を契機として、関係法令の改正を含む原子力安全規制の抜本的な見直しが行われたことを踏まえ、原子力安全協定等の所要の改正を行った。</p> <p>(2) 改正の主な内容は次のとおりである。</p> <p>① 事故・故障に関する報告基準の見直し          これまで国が通達により報告を求めていた軽微な事象を含め、法令報告事象として一本化されたことを踏まえ、従来の「異常事態」及び「軽微な事故・故障等」の呼称を廃止し、「事故・故障等」に一本化を図るとともに、報告すべき事象を可能な限り定量化した。</p> <p>② 定期安全レビューに係る報告規定の追加          新たに法令上義務づけられた定期安全レビュー項目のうち、高経年化対策に係る事項を随時の報告事項として追加した。</p> <p>③ 報告様式の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期検査報告書              実用炉に係る定期事業者検査及び健全性評価の結果に係る事項を記載項目として追加した。</li> <li>○ 安全管理規定関係報告書              安全管理規定の変更等に関連する原子力施設の変更内容を記載項目として追加した。</li> </ul>

<p>運営要項の改正 (平成17年7月)</p>	<p>(1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正に伴い、原子力安全協定運営要項の所要の改正を行った。</p> <p>(2) 改正の主な内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 販売業・賃貸業に係る施設の取扱い 協定5条第1項に規定する「原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設」から、放射性同位元素の販売業及び賃貸業に係る施設を削除した。</li> <li>② 廃棄物埋設に係る施設の取扱い 放射性同位元素等に係る放射性廃棄物の埋設を行う施設に係る協定第5条第1項に基づく事前了解事項について、必要な規定を定めた。</li> <li>③ 事故・故障等の報告事項の見直し 障害防止法適用施設に関し、法令上の事故・故障報告基準との整合を図った。</li> <li>④ その他 用語等に係る所要の見直しを行った。</li> </ol>
<p>協定及び運営要項の改正 (平成17年12月)</p>	<p>(1) 原子炉等規制法の改正を踏まえ、原子力施設の廃止に関する手続きの明確化を図るため、協定及び運営要項における所要の改正を行った。</p> <p>(2) 改正の主な内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「廃止措置計画に対する同意」規定の新設 事業者は、廃止措置の実施に当たり、当該廃止措置計画の内容について県及び所在市町村の同意を得ることとし、廃止措置計画に対し自治体が適切に関与できる仕組みを設けた。</li> <li>② 「原子力施設の変更に係る報告」規定の新設 原子力施設の一部廃止など原子力施設の設置等許可変更申請を要し、かつ、協定第5条(新增設等の事前了解)の適用を受けない事項を随時の報告事項として追加した。</li> <li>③ 「原子力施設の廃止に係る報告」規定の新設 原子力施設のすべてを廃止する場合等を随時の報告事項として追加した。</li> </ol>
<p>運営要項の改正 (平成18年10月)</p>	<p>(1) 原子炉等規制法の改正を踏まえ、原子力施設の廃止措置の進捗状況の報告手続きを追加するため、運営要項における所要の改正を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「廃止措置の実施状況の報告」に関する規定の追加 協定第15条第2項第1号に基づく四半期報告の「原子力施設の運転等の状況」に廃止措置の実施状況の報告に係る規定を追加(運営要項第11条第2項)した。</li> <li>② 「廃止措置の実施状況報告」の様式を作成 様式第7-2として「廃止措置実施状況報告書」の様式を定めた。様式作成に伴い記載要領についても追加した。</li> </ol> <p>(2) 放出管理目標値の設定について、新增設等に対する事前了解の対象として届け出ることを明確化するため、運営要項における所要の改正を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「放出管理目標値の設定」の取扱いに関する規定の追加 協定第5条第1項に基づく、「新增設等に対する事前了解」の対象に放出管理目標値の設定を追加(運営要項第2条第2項第1～3号及び第5～6号関係)した。</li> </ol> <p>(3) その他、用語等に係る所要の見直しを行った。</p>
<p>協定及び運営要項の改正 (平成19年12月)</p>	<p>(1) 平成19年3月、原電東海第二発電所において非常用炉心冷却系の作動情報の未提出及び機構東海原科研において原子炉計画外停止情報の連絡漏れが判明し、6月には、同じく機構東海原科研において放射性物質による汚染の報告もれ等が判明した。</p> <p>これらを踏まえ、事業所における情報等が、的確に県及び関係市町村に報告されるよう、事故・故障等に関する報告基準の見直しに係る原子力安全協定等の所要の改正を行った。</p> <p>併せて、平成18年に判明した東京電力株式会社の不正問題を契機とした、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正を踏まえた所要の改正を行った。</p> <p>(2) 改正の主な内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① あらかじめ想定できない事故・故障等に相当すると考えられる事態を報告事項として明確化</li> <li>② 事故・故障等以外の場合についても安全に係る情報について報告事項へ追加</li> <li>③ 県及び関係市町村の判断による報告要求規定を追加</li> <li>④ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に併せて、想定外の制御棒引き抜け事象に係る規定を追加</li> </ol>

<p>運営要項の改正 (平成26年3月)</p>	<p>(1) 福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子炉等規制法の一部改正に伴う運営要項の所要の見直しを行った。</p> <p>(2) 改正の主な内容は次のとおりである。</p> <p>① 福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子炉等規制法の一部改正により、原子炉施設に係る規定が、「試験研究用等原子炉施設」及び「発電用原子炉施設」に区分されたことに伴う関係規定の整理 (協定運営要項第2条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号、同条第5項第1号、第12条第5項、第13条第3項第1号から6号)</p> <p>② 「電気事業法」の原子力安全規制に関わる規定が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に一元化されたことに伴う協定運営要項の関係規定の整理 (協定運営要項第12条第2項第8号、第13条第3項第3号ア)</p> <p>③ 引用条文の修正 (協定運営要項第12条第2項第12号、第13条第3項第4号)</p> <p>④ 上記変更に伴う項目番号の繰下げ</p>
<p>原子力安全協定の改正 (平成30年3月)</p>	<p>(1) 福島第一原子力発電所事故を契機として発足した「原子力所在地域首長懇談会」(平成24年2月発足、構成自治体；東海村・日立市・ひたちなか市・那珂市・常陸太田市・水戸市)において、東海第二発電所の安全対策等への自治体の関与について、原子力安全協定の見直しに向けた協議が行われ、その結果を踏まえ、原電と締結する原子力安全協定について、所要の見直しを行った。</p> <p>(2) 改正の主な内容は次のとおりである</p> <p>① 「水戸市」を、現行協定上の隣接市町村「日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市」(丙)と同等の扱いとし、新たに「丁」として協定当事者に加える。</p> <p>② 新增設等計画に係る原電による隣接市町村及び水戸市への事前説明、及び新增設等計画に係る隣接市町村及び水戸市からの意見に対する原電の誠意ある回答を義務付け。</p> <p>③ 協定第10条第1項の求めに対し、原電が講じた措置の内容について、隣接市町村及び水戸市への説明を義務付け。</p> <p>④ その他、以下の文言を追記 前文：原子力施設に「使用済燃料貯蔵施設」が含まれる旨の明確化 第10条：自治体が「安全対策の強化」を求めることができる旨の明確化</p>
<p>運営要項の改正 (令和3年3月)</p>	<p>(1) 原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法の一部改正に伴う運営要項の見直しを行うとともに、運営要項に規定する様式中の印マークを削除した。</p> <p>(2) 改正の主な内容は次のとおりである。</p> <p>① 原子炉等規制法の一部改正に伴う引用条文の修正</p> <p>② 原子炉等規制法の一部改正により、「施設定期検査」が「定期事業者検査」に変更されるとともに、核燃料物質使用施設における「施設検査」が「使用前検査」に変更されたことに伴う用語の修正</p> <p>③ 「放射性同位元素等による放射線の障害の防止に関する法律」の名称が「放射性同位元素等の規制に関する法律」に変更されたことに伴う修正</p> <p>④ 様式中の印マークの削除(様式第1～様式第20)</p>
<p>運営要項の改正 (令和4年5月)</p>	<p>(1) 原子炉等規制法の一部改正に伴う運営要項の見直しを行うとともに、運営要項に規定する様式中の記載内容を変更した。</p> <p>(2) 改正の主な内容は次のとおりである。</p> <p>① 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に伴う引用条文の修正</p> <p>② 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に併せて、制御棒の過挿入事象に係る規定を削除</p>

## ① 立入調査

## ○平常時立入調査等

年 度	調 査 項 目	下線部の調査を行った理由
平成 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全総点検結果に係る改善措置状況</li> <li>○教育訓練の実施状況（安全意識喚起の教育等）</li> <li>○不具合等の未然防止活動状況（不具合事例の水平展開状況等）</li> <li>○放射性廃棄物（固体）の保管管理状況</li> <li>○運転中施設の保安管理状況</li> </ul>	JCO 臨界事故後の総点検（平成 11 年）
平成 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可燃性廃棄物の保管管理状況</li> <li>○危険物（金属ナトリウム）の保管管理状況</li> <li>○教育訓練の実施状況（教育訓練実施後のフォロー状況）</li> <li>○不具合等の未然防止活動状況（予防保全計画の策定状況）</li> <li>○運転中施設の保安管理状況</li> </ul>	「常陽」メンテナンス建家火災（平成 13 年 10 月）
平成 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主点検作業の実施状況</li> <li>○核燃料物質等の保管管理状況</li> <li>○教育訓練の実施状況（規定類の現場への周知状況）</li> <li>○不具合等の未然防止活動状況（事故トラブルの水平展開状況）</li> <li>○運転中施設の保安管理状況</li> </ul>	原子力発電所自主点検記録不正問題（平成 14 年 8 月）
平成 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外注作業の安全管理状況</li> <li>○不具合等の未然防止活動状況（貯水槽等における異物管理状況）</li> <li>○教育訓練の実施状況（原子炉施設、再処理施設に係る運転員の教育訓練状況）</li> <li>○放射性廃棄物（固体・液体）の保管管理状況</li> <li>○運転中施設の保安管理状況</li> </ul>	原子炉施設プール内における異物管理問題（平成 15 年）
平成 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>○品質保証体制の構築状況</li> <li>○不具合等の未然防止活動状況（トラブル対策の実施状況）</li> <li>○新燃料及び使用済燃料の保管管理状況（原子炉施設）</li> <li>○放射性廃棄物（固体・液体）の保管管理状況</li> <li>○運転中施設の保安管理状況</li> </ul>	品質保証活動の法定化（平成 15 年 10 月、平成 16 年 2 月）
平成 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人身傷害の未然防止活動状況</li> <li>○不具合等の未然防止活動状況（品質保証活動の実施状況、安全確保に係る技術／技能の維持状況）</li> <li>○廃止措置に係る原子力施設の安全対策実施状況</li> <li>○放射性廃棄物（固体）の保管管理状況</li> <li>○運転中施設の保安管理状況</li> </ul>	品質保証活動の本格化
平成 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>○品質保証活動の実施状況</li> <li>○不具合の未然防止活動状況</li> <li>○放射性廃棄物（固体）の保管・管理状況</li> <li>○施設の保安管理状況</li> </ul>	品質保証活動の定着化
平成 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・故障等、運転管理条件の逸脱等の原因分析と再発防止策</li> <li>○教育訓練の実施状況及び教育効果の評価</li> <li>○放射性廃棄物（固体）の保管・管理状況</li> <li>○施設の保安管理状況</li> <li>○廃止措置等に係る原子力施設の安全対策実施状況</li> </ul>	廃止施設の増加
平成 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「事故・故障等」、「その他安全に係る情報」、「運転管理条件の逸脱」の原因分析と再発防止策</li> <li>○「事故・故障等」、「運転管理条件の逸脱」、「施設管理情報」等の総括的評価</li> <li>○放射性廃棄物（固体）の保管・管理状況</li> <li>○施設の保安管理状況</li> <li>○廃止措置等に係る原子力施設の安全対策実施状況</li> </ul>	

年 度	調 査 項 目	下線部の調査を行った理由
平成 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「事故・故障等」、「その他安全に係る情報」及び「運転管理条件の逸脱」の原因分析と再発防止策及びその継続的改善状況について</li> <li>○火災発生防止策について</li> <li>○設備の安全確保に係る技術／技能の維持状況(経験、知識水準の低下防止)</li> <li>○放射性固体廃棄物の保管・管理状況</li> <li>○原子力施設の保安管理状況</li> </ul>	
平成 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「事故・故障等」、「その他安全に係る情報」及び「運転管理条件等の逸脱」の原因分析と再発防止策</li> <li>○放射線管理及び放射性廃棄物管理の不備による事故・故障等について</li> <li>○予防保全に係る品質保証活動の継続的改善状況(P D C A サイクルの実績)</li> <li>○放射性固体廃棄物の保管・管理状況</li> <li>○原子力施設の保安管理状況</li> </ul>	
平成 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・故障等の未然防止活動について</li> <li>○東北地方太平洋沖地震後の原子力施設の保全状況</li> <li>○放射性固体廃棄物の保管・管理状況</li> <li>○原子力施設の保安管理状況</li> </ul>	
平成 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・故障等の未然防止対策</li> <li>○安全管理に係る組織体制</li> <li>○核燃料物質及び放射性同位体元素使用施設の運用状況</li> <li>○放射性固体廃棄物の保管・管理状況</li> <li>○原子力施設の保安管理状況</li> </ul>	
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・故障等の未然防止対策</li> <li>○事故・トラブル事例の収集・活用状況</li> <li>○非常時対応訓練の実施状況</li> <li>○放射性液体・固体廃棄物の保管・管理状況</li> <li>○原子力施設の保安管理状況</li> </ul>	
平成 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・故障等発生時の対応(放射性液体廃棄物漏えい発生時の対応)</li> <li>○緊急時(作業員等の身体汚染)における設備及び資機材の整備状況</li> <li>○核燃料物質・放射性同位元素の管理状況</li> <li>○放射性固体廃棄物の保管・管理状況</li> <li>○原子力施設の保安管理状況</li> </ul>	
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○核燃料物質・放射性同位元素の管理状況</li> <li>○作業員等の身体汚染発生時の対応に係る教育・訓練の実施状況</li> <li>○放射性固体廃棄物の保管・管理状況</li> <li>○原子力施設の保安管理状況</li> </ul>	
令和 元	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況(平成28年4月～令和元年11月発生分)</li> <li>○事故・故障等の情報の取得及び水平展開(平成28年4月～令和元年11月発生分)</li> <li>○放射性固体廃棄物の保管・管理状況</li> <li>○原子力施設の保安管理状況</li> </ul>	
令和 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況(平成29年4月～令和2年11月発生分)</li> <li>○事故・故障等の情報の取得及び水平展開(平成29年4月～令和2年11月発生分)</li> <li>○原子力施設における強風対策の実施状況</li> <li>○保安管理物品の保管・管理状況</li> <li>○放射性固体廃棄物の保管・管理状況</li> </ul>	

年 度	調 査 項 目	下線部の調査を行った理由
令和 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況 (平成30年4月～令和3年11月発生分)</li> <li>○事故・故障等の情報の取得及び水平展開 (平成30年4月～令和3年11月発生分)</li> <li>○放射性固体廃棄物の保管・管理状況</li> <li>○使用済燃料の保管・管理状況</li> </ul>	
令和 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故・故障等に係る再発防止対策及び水平展開の実施状況 (平成31年4月～令和4年11月発生分)</li> <li>○事故・故障等の情報の取得及び水平展開の実施状況</li> <li>○法令順守意識の徹底に係る取組状況</li> <li>○管理区域外の配管に係る点検の実施状況</li> <li>○放射性固体廃棄物の保管・管理状況及び減容の取組状況</li> <li>○原子力施設の保安管理状況</li> </ul>	

## ○その他の主な立入調査

年 度	調 査 項 目	調査を行った理由
平成 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○金属ウランの保管管理状況</li> <li>○貯槽・ピット等の管理状況</li> </ul>	ウラン濃縮研究棟火災(旧原研東海)(平成9年11月) 廃棄物屋外貯蔵ピット問題(旧動燃東海)(平成9年8月)
平成 10	○放射性同位元素の保管管理状況	照射済試験片の所在不明(日本核燃)(平成10年4月)
平成 11	○東海再処理施設の改善措置状況	アスファルト固化処理施設火災爆発事故(旧動燃東海)(平成9年3月)
平成 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛消防体制等の充実強化策</li> <li>○機構東海原科研廃棄物貯蔵ピットの保管・管理状況</li> </ul>	新潟県中越沖地震(平成19年7月) 安全協定に基づく報告漏れ(機構原科研)
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震による被害状況及び対策状況</li> <li>○福島第一原子力発電所を踏まえた安全対策の確認</li> </ul>	東北地方太平洋沖地震(原電) (平成23年3月)
平成 24	○福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策の確認	国からの指示に基づく緊急安全対策等が概ね終了
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理区域の設定状況等の確認</li> <li>○非常時における初動対応体制の確認</li> </ul>	J-PARCハドロン実験施設における放射性物質漏えい事故
平成 29 ～30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○核燃料物質の管理状況</li> <li>○緊急用資機材の配備状況</li> </ul>	燃料研究棟における汚染・被ばく事故(機構大洗)

② 通報連絡訓練

訓練項目の トピックス	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
事業所	○全事業所を対象とした訓練として初めて実施 ○「臨界」を事故想定に追加	○前年度の指摘事項に対する改善状況の確認	○通報連絡内容の確認 ○記者発表訓練を追加	○「放射性物質の異常放出」を事故想定に追加	○発現場と事故対策本部間の連携状況の確認
機構原科研	高速炉臨界実験装置 (FCA) 【臨界】	JRR-3 原子炉施設 (火災)	燃料試験施設試験棟 (火災)	高速炉臨界実験装置 (FCA) 【臨界】	燃料試験施設排気筒 《放射性物質の異常放出》
機構 サイクル研	再処理施設分離精製工場 【臨界】 高レベル放射性物質研究施設 (CPF) (火災)	プルトニウム転換技術開発施設 【臨界】	再処理センター分離精製工場 【臨界】	プルトニウム燃料第一開発室 (火災)	高レベル放射性物質研究施設 (CPF) 《放射性物質の異常放出》
原電	タービン建屋 (火災)	原子炉建屋 (火災)	廃棄物処理増強建屋 (火災)	原子炉建屋 《放射性物質の異常放出》	タービン建屋 (火災)
東京大学	原子炉棟 (火災)	核融合ブランケット棟 (火災)	重照射損傷実験棟 (火災)	研究棟 (火災)	ライナック棟 (火災)
三菱原燃	転換工場 (火災)	成型工場 (火災)	第 1 廃棄物処理所 (火災)	燃料加工試験棟 (火災)	転換工場 (火災)
原燃工	HTR 燃料製造施設 【臨界】	加工工場第 1 成型施設 (火災)	廃棄物処理棟 (火災)	加工工場 (火災)	HTR 燃料製造施設 【臨界】
核管センター	開発試験棟 (火災)	保障措置分析棟 (火災)	開発試験棟 (火災)	新分析棟 (火災)	保障措置分析棟 (火災)
NDC	燃料ホットラボ施設 (火災)	材料ホットラボ施設 (火災)	ウラン実験施設 (火災)	燃料ホットラボ施設 (火災)	燃料ホットラボ施設 《放射性物質の異常放出》
積水メディカル	R I 第 1 実験棟 (火災)	第 4 実験棟 (火災)	第 3 実験棟 (火災)	第 2 実験棟 (火災)	R I 第 1 実験棟 (火災)
住友金属鉱山	第 1 ウラン試験棟 (火災)	第 3 ウラン試験棟 (火災)	第 2 ウラン試験棟 (火災)	第 1 ウラン試験棟 (火災)	第 3 ウラン試験棟 (火災)
日本照射	ガンマ線照射施設 (火災)	ガンマ線照射施設 (火災)	ガンマ線照射施設 (火災)	ガンマ線照射施設 (火災)	ガンマ線照射施設 (火災)
JCO	第 4 固体廃棄物保管棟 (火災)	第 1 固体廃棄物保管棟 (火災)	第 3 固体廃棄物保管棟 (火災)	第 2 固体廃棄物保管棟 (火災)	第 4 固体廃棄物保管棟 (火災)
(レーザー濃縮組合)	廃棄物貯蔵棟 (火災)	実験棟 (火災)	廃棄物貯蔵棟 (火災)	廃棄物貯蔵棟 (火災)	廃棄物貯蔵棟 (火災)
機構大洗 (旧原研大洗)	廃棄物管理施設 (火災)	JMTR ホットラボ (火災)	燃料研究棟 (火災)	JMTR 《放射性物質の異常放出》	HTTR (火災)
機構大洗 (旧サイクル大洗)	照射燃料試験施設 (AGF) (火災)	放射線管理棟 (火災)	固体廃棄物前処理施設 (WDF) (火災)	照射燃料試験施設 (AGF) (火災)	安全管理棟 (火災)
日本核燃	ホットラボ棟 (火災)	ウラン燃料研究棟 (火災)	ホットラボ棟 (火災)	ウラン燃料研究棟 (火災)	ホットラボ施設 (火災)
東北大学	研究棟 (火災)	ホットラボ棟 (火災)	アクチノイド元素実験棟 (火災)	研究棟 (火災)	ホットラボ棟 (火災)
日揮HD	第 2 研究棟 (火災)	R I 棟 (火災)	R I 棟 (火災)	R I 試験棟 (火災)	R I 棟 (火災)
量研機構那珂	JT-60 実験棟 (火災)	廃棄物保管棟 (火災)	JT-60 実験棟 (火災)	廃棄物保管棟 (火災)	JT-60 実験棟 (火災)
三菱マテリアル	開発試験第 II 棟 (火災)	廃棄物倉庫 (3) (火災)	開発試験第 I 棟 (火災)	開発試験第 IV 棟 (火災)	開発試験第 II 棟 (火災)
(放医研)	第 1 研究棟 (火災)	第 2 研究棟 (火災)	第 1 研究棟 (火災)	第 2 研究棟 (火災)	第 1 研究棟 (火災)

訓練項目の トピックス	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
事業所	○事故対策本部の活動状況の確認 ○記者発表訓練の充実	○初期対応の充実	○記者発表に係る手続きの確認 ○事故・故障等発生時における連絡体制等の職員への周知状況等の確認	○自衛消防隊の参集及び活動状況の確認	○自衛消防隊の参集及び活動状況の確認 ○第 1 報から第 4 報における情報伝達の迅速性及び正確性に係る検証
機構原科研	NSRR 燃料棟 (火災)	JRR-4 排気筒 《放射性物質の異常放出》	ウラン濃縮研究棟 (火災)	JRR-3 実験利用棟 (火災)	燃料試験施設 βγNO.1~3セル 【臨界】
機構 サイクル研	プルトニウム燃料 第三開発室 【臨界】	再処理センター 分離精製工場 【臨界】	プルトニウム転換技術 開発施設 (火災)	M 棟 (火災)	高レベル放射性物室研究施設 CPF 排気筒 《放射性物質の異常放出》
原電	固体廃棄物貯蔵庫 A 棟 (火災)	固体廃棄物貯蔵庫 (レーザー) (火災)	東海第二発電所 【臨界】	タービン建屋 (火災)	原子炉建屋 主排気筒 《放射性物質の異常放出》
東京大学	重照射損傷実験棟 (火災)	原子炉棟 (火災)	核融合炉ブランケット 研究棟 (火災)	重照射損傷研究実験棟 (火災)	ラインナック棟 ラインナック本体室 (火災)
三菱原燃	転換工場 《放射性物質の異常放出》	加工棟 (火災)	成形工場 (火災)	転換工場 【臨界】	第 1 廃棄物処理所 廃棄施設 (火災)
原燃工	加工工場 《放射性物質の異常放出》	廃棄物処理棟 (火災)	廃棄物処理棟 《放射性物質の異常放出》	加工工場 (火災)	加工工場 ベレット加工室 R I (火災)
核管センター	開発試験棟 (火災)	新分析棟 (火災)	新分析棟 (火災)	開発試験棟 (火災)	新分析棟 117 号室 (火災)
NDC	燃料実験施設 (A 棟) (火災)	燃料ホットラボ施設 《放射性物質の異常放出》	ウラン実験施設 (火災)	燃料・化学実験施設 (火災)	材料ホットラボ施設 (R 棟) 第 1 化学分析室 (火災)
積水メディカル	第 4 実験棟 (火災)	第 3 実験棟 (火災)	第 3 実験棟 (火災)	第 1 実験棟 (火災)	第 4 実験棟 4 階 4401 室 (火災)
住友金属鉱山	第 2 試験棟 (火災)	第 1 試験棟 (火災)	第 3 試験棟 (火災)	第 2 試験棟 (火災)	第 3 試験棟 第 1 乾式試験室 (火災)
日本照射	ガンマ線照射施設 (火災)	ガンマ線照射施設 (火災)	ガンマ線照射施設 (火災)	ガンマ線照射施設 (火災)	電子線照射施設 加速器室 (火災)
JCO	第 1 固体廃棄物保管棟 (火災)	第 3 固体廃棄物保管棟 (火災)	第 2 固体廃棄物保管棟 (火災)	第 1 固体廃棄物保管棟 (火災)	第 4 固体廃棄物 保管棟 (火災)
(レーザー濃縮組合)	実績なし (平成 17 年 3 月解散)				
機構大洗 (旧原研大洗)	ホットラボ (火災)	照射燃料集集体験施設 (FMF) 《放射性物質の異常放出》	放射線管理棟 (火災)	燃料研究棟 (火災)	環境監視棟 校正室 (高レベル) (火災)
機構大洗 (旧サイクル大洗)	高速実験炉「常陽」 (火災)		ホットラボ棟 (火災)	ホットラボ棟 《放射性物質の異常放出》	ウラン燃料研究棟 成型焼結室 (火災)
日本核燃	ホットラボ棟排気筒 《放射性物質の異常放出》	ウラン燃料研究棟 (火災)	ホットラボ棟 (火災)	ホットラボ棟 《放射性物質の異常放出》	ウラン燃料研究棟 成型焼結室 (火災)
東北大学	アクチノイド元素実験棟 (火災)	研究棟 (火災)	ホットラボ棟 (火災)	アクチノイド元素実験棟 (火災)	研究棟 第二化学実験室 (火災)
日揮HD	R I 棟 (火災)	第 2 研究棟 (火災)	第 2 研究棟 (火災)	第 2 研究棟 (火災)	第 2 研究棟 廃棄物保管室 (火災)
量研機構那珂	JT-60 実験準備棟 (火災)	JT-60 実験棟 (火災)	JT-60 実験準備棟 (火災)	JT-60 実験棟 (火災)	廃棄物保管棟 油脂類保管室 (火災)
三菱マテリアル	開発試験第 I 棟 (火災)	開発試験第 IV 棟 (火災)	開発試験第 I 棟 《放射性物質の異常放出》 開発試験第 II 棟 (火災)	開発試験第 II 棟 (火災)	開発試験第 IV 棟 1 階 R I 実験室 (1) (火災)
(放医研)	第 2 研究棟 (火災)	第 1 研究棟 (火災)	第 2 研究棟 (火災)	第 1 研究棟 (火災)	第 2 研究棟 第 1 化学実験室 (火災)

訓練項目のトピックス	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業所	○初期対応における初期消火等の事象拡大防止活動について確認 ○昨年度指摘事項に対する改善状況の確認	○震災以降見合わせていた訓練を4年振りに実施 ○通報連絡、初期対応について確認	○関係機関への通報連絡の実施状況を確認 ○通報連絡内容の確認を実施	○外部からの問合せへの対応について確認	○関係機関に対する確実な通報連絡の実施 ○的確な広報活動の実施
機構原科研	JRR-4建屋1階 散乱実験室 (火災)	J-PARC 物質・生命科学実験施設 《放射性物質の異常放出》	NSRR施設 (排気筒) 《放射性物質の異常放出》	バックエンド研究施設(排気筒) 《放射性物質の異常放出》	放射性廃棄物処理場減容処理棟 プラズマ溶融室 (火災)
機構 サイクル研	プルトニウム転換技術開発施設1階 主工程室A126 (火災)	分離精製工場 (主排気筒) 《放射性物質の異常放出》	ガラス固化技術開発施設 (第二付属排気筒) 《放射性物質の異常放出》	プルトニウム燃料第一開発室 1階セラミック室 (火災)	高レベル放射性物質研究施設 (排気筒) 《放射性物質の異常放出》
原電	東海第二発電所 廃棄物処理建屋 (原子炉) (火災)	東海発電所原子炉建屋 熱交換機等撤去作業エリア (火災)	東海第二発電所原子炉建屋 (主排気筒) 《放射性物質の異常放出》	東海第二発電所タービン建屋 2階タービン建屋排気ファン室 (火災)	東海第二発電所廃棄物処理建屋 1階 雑固体焼却炉室 (火災)
東京大学	原子炉棟 高速中性子源炉排気筒 《放射性物質の異常放出》	核融合炉ブランケット研究棟 1階トリチウム工学実験室B (火災)	原子炉建屋 原子炉実験室 (火災)	重照射損傷実験棟 1階 重イオン加速器室 (火災)	ライナック棟 クライストロンパルサー室 (火災)
三菱原燃	加工棟1階ペレット加工室 (火災)	工場棟転換工場 排気塔 《放射性物質の異常放出》	成形工場 排気塔 《放射性物質の異常放出》	組立工場1階 燃料集合体組立室 (火災)	転換工場 排気塔 《放射性物質の異常放出》
原燃工	廃棄物処理棟2階廃棄物処理室II (火災)	加工工場 排気口 《放射性物質の異常放出》	加工工場 ペレット加工重工 (火災)	加工工場 (排気口) 《放射性物質の異常放出》	加工工場 (排気口) 《放射性物質の異常放出》
核管センター	新分析棟1階アクチノイド分析室 (火災)	新分析棟1階プルトニウム化学分析室 (火災)	新分析棟 ウラン化学分析室 (火災)	新分析棟 (排気筒) 《放射性物質の異常放出》	新分析棟1階アクチノイド分析室 (火災)
NDC	燃料ホットラボ施設F棟排気筒 《放射性物質の異常放出》	燃料・化学実験施設2階 高温特性試験室 (火災)	燃料ホットラボ施設(排気筒) 《放射性物質の異常放出》	燃料ホットラボ施設(R棟)1階 第1アルコール実験室 (火災)	燃料ホットラボ施設(排気筒) 《放射性物質の異常放出》
積水メディカル	第3実験棟2階324室 (火災)	第1実験棟1階100室 (火災)	第4実験棟1階4214室 (火災)	第3実験棟 3階 334室 (火災)	第1実験棟 1階 111室 (火災)
住友金属鉱山	第2試験棟1階開発試験室 (火災)	第1試験棟1階試験室 (火災)	第2試験棟開発試験室 (火災)	第1試験棟 2階 排風機室 (火災)	第1実験棟 3階 試験室 (火災)
日本照射	ガンマ線照射施設1階照射室 (火災)	電子線照射施設照射室 (火災)	電子線照射施設加速器室 (火災)	ガンマ線照射施設 1階 照射室 (火災)	電子線照射施設 照射室 (火災)
JCO	第2管理棟1階206室 (火災)	第1管理棟2階排風機室 (火災)	第1管理棟102室 (火災)	第2管理棟 2階 213室 (火災)	第2管理棟 1階 204室 (火災)
(レーザー濃縮組合)	実績なし (平成17年3月解散)				
機構大洗	照射燃料集合体試験施設 (FMF) 試験セル 【臨界】	JMTR 原子炉建家 (排気筒) 《放射性物質の異常放出》	照射燃料集合体試験施設 (FMF) (排気筒) 《放射性物質の異常放出》	HTTR (排気筒) 《放射性物質の異常放出》	照射材料試験施設 《放射性物質の異常放出》
日本核燃	ホットラボ施設地階固体廃棄物処理スペース (火災)	ホットラボ施設 スタック 《放射性物質の異常放出》	ホットラボ棟 第2精密測定室 (火災)	ホットラボ棟 (排気筒) 《放射性物質の異常放出》	ウラン燃料研究棟1階成型焼結室 (火災)
東北大学	ホットラボ棟化学実験室 (火災)	アクチノイド元素実験棟1階 化学実験室 (火災)	ホットラボ棟 化学実験室 (火災)	研究棟1階 第一化学実験室 (火災)	アクチノイド元素実験棟1階グローブボックス室 (火災)
日揮HD	第2研究棟2-101 (火災)	第2研究棟1階2-105室 (火災)	第2研究棟2-102室 (火災)	第2研究棟1階2-103室 (火災)	第2研究棟1階2-101室 (火災)
量研機構那珂	JT-60実験棟地階PIG電源室 (火災)	JT-60加熱電源棟1階NB1電源室(1) (火災)	JT-60廃棄物保管棟 排風室 (火災)	JT-60一次冷却棟 本体ポンプエリア (火災)	JT-60廃棄物保管棟 分析室I (火災)
三菱マテリアル	開発試験第I棟 2階 R-22室 (火災)	開発試験第I棟 第I排気口(1) (火災)	開発試験第II棟 S-11室 (火災)	開発試験棟第IV棟 1階 RI実験室(1) (火災)	開発試験棟第I棟 2階 R-21室 (火災)
(放医研)	実績なし (平成23年3月廃止)				

事業所 訓練項目の トピックス	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関に対する確実な通報連絡の実施</li> <li>○情報の受け手側を意識した的確かつ丁寧な情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確実な通報連絡の実施</li> <li>○迅速で適切な情報発信</li> <li>○本部と現場の的確な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関に対する迅速かつ確実な通報連絡の実施</li> <li>○的確かつ丁寧な広報活動の実施</li> <li>○事故想定現場における迅速かつ適切な初期対応の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○迅速かつ確実な通報連絡の実施</li> <li>○的確かつ丁寧な広報活動の実施</li> </ul>
機構原科研	廃棄物安全試験施設 (WASTE F) 排気筒 《放射性物質の異常放出》	燃料試験施設 [汚染・被ばく]	ホットラボ施設 排気筒 《放射性物質の異常放出》	J-PARC 物質・生命科学実験棟 1階 第1マニピュレータ操作室 (火災)	バックエンド研究施設 (BECK Y) 《放射性物質の異常放出》
機構 サイクル研	再処理技術開発センター分析所 [汚染・被ばく]	プルトニウム燃料第三開発室 排気筒 《放射性物質の異常放出》	B棟 排気筒 《放射性物質の異常放出》	再処理施設 分析所 [汚染・被ばく]	プルトニウム廃棄物処理開発施設 地下1階 第2難燃物焼却施設 (火災)
原電	東海第二発電所 原子炉建屋 主排気筒 《放射性物質の異常放出》	東海第二発電所 タービン建屋 1階 (火災)	東海第二発電所 原子炉建屋 主排気筒 《放射性物質の異常放出》	東海第二発電所 主排気筒 《放射性物質の異常放出》	東海第二発電所 タービン建屋 タービン建屋排気ファン室 (火災)
東京大学	核融合炉ブランケット研究棟 1階 医療用小型ライナック室 (火災)	研究棟1階 化学第一実験室 (火災)	重照射損傷研究実験棟 地下階 中性子発生室下部 (火災)	ライナック棟 ライナック本体室 (火災)	原子炉建屋 原子炉実験室 (火災)
三菱原燃	成型工場 排気塔 《放射性物質の異常放出》	転換工場 [汚染・被ばく]	第1廃棄物処理所 1階 (火災)	転換工場 排気筒 《放射性物質の異常放出》	燃料加工試験棟 分析室(1) (火災)
原燃工	HTR燃料製造施設 1階被覆粒子製造室 I (火災)	加工工場 (排気口) 《放射性物質の異常放出》	廃棄物処理棟 [汚染・被ばく]	廃棄物処理棟 廃棄物処理室 I (火災)	廃棄物処理棟 《放射性物質の異常放出》
核管センター	新分析棟 排気筒 《放射性物質の異常放出》	新分析棟 [汚染・被ばく]	新分析棟 排気筒 《放射性物質の異常放出》	新分析棟 1階スパイク調整室 (火災)	新分析棟 スパイク調製室 [汚染・被ばく]
NDC	燃料ホットラボ施設 [汚染・被ばく]	燃料ホットラボ施設 排気筒 《放射性物質の異常放出》	材料ホットラボ施設 第1化学分析室 (火災)	燃料ホットラボ施設 [汚染・被ばく]	燃料ホットラボ施設 《放射性物質の異常放出》
積水メディカル	第4実験棟 3階 4314室 (火災)	第1試験棟 集合排気筒 《放射性物質の異常放出》	第4試験棟 4B08室(RI焼却炉室) (火災)	第4実験室 排気筒 《放射性物質の異常放出》	第3実験棟 3階 334室 (火災)
住友金属鉱山	第1試験棟 1階 試験室 (火災)	JCOと合同で訓練実施 (平成31年3月廃止)	実績なし (平成31年3月廃止)		
日本照射	ガンマ線照射施設 照射室 (火災)	電子線照射施設 照射室 (火災)	電子線照射施設 2階 加速器室 (火災)	ガンマ線照射施設 照射室 (火災)	ガンマ線照射施設 照射室 (火災)
JCO	第1管理棟 1階 105室 (火災)	第5管理棟 1階 試験室(501室) (火災)	総合排水処理棟 2階 排水処理室(Ⅱ) (火災)	第2管理棟 2階 分析室 (火災)	第2管理棟 1階 排水処理室 (火災)
(レーザー濃縮組合)	実績なし (平成17年3月解散)				
機構大洗	照射燃料試験施設 (AG F) [汚染・被ばく]	廃棄物管理施設 α 固体処理棟 1階サービスイリア (火災)	ホットラボ施設 排気筒 《放射性物質の異常放出》	固体廃棄物前処理施設 (WDF) 地階 化学室 (火災)	ホットラボ施設 (北地区) [汚染・被ばく]
日本核燃	ホットラボ施設 [汚染・被ばく]	ホットラボ施設 排気筒 《放射性物質の異常放出》	ウラン燃料研究棟 [汚染・被ばく]	ホットラボ施設 1階 第2精密測定室 (火災)	ホットラボ施設 [汚染・被ばく]
東北大学	ホットラボ実験棟 1階 ホット実験室 (火災)	研究棟 1階 第2化学実験室 (火災)	アクチノイド元素実験棟 排気筒 《放射性物質の異常放出》	ホットラボ実験棟 化学実験室 (火災)	研究棟 《放射性物質の異常放出》
日揮HD	第2研究棟 3階 排風機室 (火災)	第2研究棟 1階 2-105室 (火災)	第2研究棟 3階 排風機室 (火災)	第2研究棟 2-105号室 (火災)	第2研究棟 3階 排風機室 (火災)
量研機構那珂	JT-60廃棄物保管棟地下1階 排水設備室 (火災)	JT-60廃棄物保管棟地下1階 分析室Ⅱ (火災)	JT-60機器収納棟 1階 収納室(I) (火災)	JT-60廃棄物保管棟 1階 分析室(I) (火災)	JT-60加熱電源棟 NBI電源室(I) (火災)
三菱マテリアル	開発試験第I棟 排気口 《放射性物質の異常放出》	開発試験第II棟 2階 S-22室 (火災)	開発試験第I棟 第I排気口 《放射性物質の異常放出》	開発試験第II棟 1階 S-12室 (火災)	開発試験第I棟 《放射性物質の異常放出》
(放医研)	実績なし (平成23年3月廃止)				

## 東海再処理施設への使用済燃料輸送実績（昭和52年度～平成19年度）※5

搬出電力会社等名		輸送回数	燃料集合体数 (体)	輸送量 (トン)	備 考	
機構〈旧原研（J P D R）〉		41	161	8.9		
東京電力株式会社		38	1212	220.0		
関西電力株式会社		41	558	196.0		
中国電力株式会社		17	578	108.3		
九州電力株式会社		17	238	97.7		
中部電力株式会社		16	544	99.2		
四国電力株式会社		14	196	78.3		
東北電力株式会社		6	204	37.4		
原電		30	952	174.8		
機構（ふげん）		29 <sup>*1</sup>	986	151.3		
		20	645	98.8	（UO <sub>2</sub> ）	
		11	341	52.5	（MOX）	
照射後試験のため各地から搬入	日本核燃 <sup>*2</sup>	13 <sup>*3</sup>	23	3.5		
		11	19	2.9	東京電力分	
		1	2	0.3	中国電力分	
		1	1	0.2	中部電力分	
		1	1	0.05	東京電力・中部電力分	
	N D C <sup>*2</sup>	3	3	1.3		
		2	2	0.9	関西電力分	
		1	1	0.4	四国電力分	
	機構原科研 <sup>*2</sup>	10	11	3.4		
		1	1	0.2	東京電力分	
		6	6	2.6	関西電力分	
		1	2	0.4	原電分	
		2	2	0.2	ふげん分（MOX）	
	合 計		275	5666	1180.1 <sup>*4</sup>	

※1 UO<sub>2</sub>燃料とMOX燃料の混載輸送が2回。

※2 照射後試験終了後、再処理のために機構サイクル研の再処理施設へ輸送。

※3 東京電力分のうち1体と、東京電力・中国電力分の1体の混載輸送が1回。

※4 各欄毎に端数処理を行なっているため、各欄の和と合計は一致しない。

※5 平成20年度以降は、使用済燃料の輸送実績はなし。東海再処理施設は、平成30年に廃止措置に移行しており、新たな使用済燃料の受入は行わない。

## ①-1 地震発生時における原子力施設の点検結果等の報告について

平成 12 年 7 月 21 日に発生した地震（水戸：震度 5 弱）に対する報告が、一部の事業所で遅れたことを踏まえ、原子力安全協定締結事業所に対し要請しました。

原 対 第 424号  
平成 12 年 7 月 31 日

各原子力事業所長 殿

茨城県生活環境部原子力安全対策課長

### 地震発生時における原子力施設の点検結果等の報告について（要請）

平成 7 年 2 月 21 日付け原対第 66 号をもって、気象庁震度階 4 以上の地震が発生した場合は、設備の点検結果等について報告するよう、要請しているところであります。

この度、水戸市において震度 5 弱の地震が発生し、各原子力事業所から点検結果等の報告を受けたところですが、一部の事業所において報告が遅れる事実がありました。

つきましては、下記のとおり地震発生時における原子力施設の点検結果等について報告するよう、改めて要請いたします。

また、貴下職員に対して周知徹底を図るよう、併せて要請いたします。

### 記

- 1 水戸市又は事業所所在市町村において、気象庁震度階 4 以上の地震が発生した場合は、直ちに設備の点検を行うこと。
- 2 上記点検結果等については、速やかに報告（電話及びファクシミリ）すること。
  - 報告様式は、貴事業所の既存様式で構いません。
  - 以下の項目についても、併せて報告願います。
    - ・ 点検対象主要施設名
    - ・ 点検対象主要施設の運転状況
    - ・ 点検結果
    - ・ 事業所としての点検開始時刻
    - ・ 全施設の点検終了時刻

## ①-2 地震発生時における原子力施設の点検結果等の報告について

原 対 第 1 0 8 号  
平成 23 年 8 月 24 日

協定締結 18 事業所長 殿

茨城県生活環境部原子力安全対策課長

### 地震発生時における原子力施設の点検結果等の報告について（通知）

日頃より本県の原子力安全行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地震発生時における原子力施設の点検結果等の報告については、平成 12 年 7 月 31 日付け原対第 424 号をもって要請し、平成 18 年 1 月 11 日付け原対 498 号をもって、点検結果等の報告を要する場合の考え方について通知したところです。

今般、点検結果等の報告に係る基準から水戸市（中央、金町）を除外し、下記 1 のとおり取扱うことといたしましたので、通知いたします。

また、報告方法について、下記 2 のとおり明確化しましたので、併せて通知いたします。

貴下職員等に対しましても周知方よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 点検結果等の報告に係る基準

事業所所在市町村において、気象庁震度階 4 以上の地震が発生した場合は、直ちに設備の点検を行うこと。

具体的な運用は別紙のとおり。

#### 2 報告方法

勤務時間内は 30 分、勤務時間外は 1 時間を目途に第 1 報を報告すること。

（第 1 報報告例）

○時○分、点検開始

○時○分現在、異常なし（警報の発報なし、各種モニター等に異常なし など）

(別紙)

## 震度階4以上の場合の点検要請対象事業所

事業所	市 町 村	東海村	大洗町	那珂市	銚田市
		(東海)	(磯浜町)	(福田)	(造谷)
原子力機構東海原科研		○			
原子力機構東海サイクル研		○			
原電東海・東海第二発電所		○			
ジェー・シー・オー		○			
住友金属鉱山		○			
三菱原子燃料		○		○	
積水メディカル		○			
東京大学		○			
原子燃料工業		○			
核物質管理センター		○			
ニュークリア・デベロップメント		○			
日本照射サービス		○			
原子力機構大洗			○		○
東北大学			○		
日本核燃料開発			○		
日揮			○		
原子力機構那珂				○	
三菱マテリアル				○	

※ ○印が要請対象

※ 市町村名の下欄( )書きの名称は参照する地域を観測する震度計等の設置場所

(参考) 気象庁ホームページ「地震情報(各地の震度に関する情報)」

[http://www.jma.go.jp/jp/quake/quake\\_local\\_index.html](http://www.jma.go.jp/jp/quake/quake_local_index.html)

## ② 核燃料物質使用施設における事故発生時の通報連絡について

JCO臨界事故を踏まえた県地域防災計画（原子力災害対策計画編及び風水害等対策計画編）の改正により、核燃料物質使用事業者に対し要請しました。

平成13年 3月21日

原 対 第 120号

核燃料物質使用事業者 殿

茨城県生活環境部長

### 核燃料物質使用施設における事故発生時の通報連絡について（要請）

県におきましては、平成11年9月に発生いたしました(株)ジェー・シー・オー東海事業所における臨界事故を踏まえまして、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）を修正し、防災計画の対象施設として、従来の原子力発電所及び再処理施設に加えて、「原子力防災対策特別措置法」の対象事業所である加工施設及び核燃料使用施設を、新たに対象施設といたしました。

また、茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）につきましても併せて改正し、放射線施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、放射線使用施設等の事業者は直ちに国、県、市町村に事態を通報することといたしました。

つきましては、貴事業所におきまして、火災・爆発等により放射性物質が施設の外部に異常に漏洩するおそれのある事故が発生した場合（核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年12月9日、総理府令第84号）第7条第2項第3号に該当）は、直ちに下記に掲げる県及び貴事業所が所在する市の担当課宛てに通報されるよう要請いたします。

なお、貴事業所における担当課名及び電話・ファクシミリの番号を別紙様式により来る3月30日（金）までに、原子力安全対策課宛て回答願います。

#### 記

##### 1 県に対する通報連絡先

(1) 勤務時間内：生活環境部原子力安全対策課（安全担当）

TEL：029-301-XXXX（ダイヤルイン）

FAX：029-301-XXXX（専用）

(2) 勤務時間外：予め定めた通報連絡担当者

※ 所在市の通報連絡先については、おって連絡します。

### ③ 原子力事業所における火災発生時の通報連絡について

平成 15,16,18 年に火災発生時の迅速な通報連絡を要請したにもかかわらず、平成 19 年 2 月 22 日に機構東海原科研の大強度陽子加速器施設 (J-PARC)、平成 19 年 3 月 13 日に三菱原燃において、火災発生時に通報の遅延が発生したことを踏まえ、原子力安全協定締結事業所に対し要請しました。

消 防 第 1719号  
原 対 第 551号  
平成19年 3月15日

原子力安全協定締結事業所長 殿

茨城県生活環境部消防防災課長

茨城県生活環境部原子力安全対策課長

#### 原子力事業所における火災発生時の通報連絡について

原子力事業所における火災発生時の対応については、平成 15 年、16 年及び昨年 12 月の三度にわたり、原子力安全協定締結全事業者に対し、火災発生時の関係機関への通報に遅延が発生したことから、注意喚起を行うとともに、協力会社社員を含む全所員に対し、周知徹底を要請したところです。

しかしながら、再三の要請にもかかわらず、2 月、3 月と立て続けに 2 件、火災発生時における、県、市町村及び消防本部等への通報の遅延が発生しました。

これらの事案は、火災発生時の対応が未だ改善されていないことを示すものであります。

つきましては、下記事項を誠実に履行するとともに、その実施状況について、別紙報告様式により、来る 3 月 26 日 (月) までに回答願います。

#### 記

協力会社職員 (協力会社及び工事会社含む) を含む全所員に対し、

- (1) 火災と判断される可能性がある事象については、消防機関へ迅速に連絡すること
- (2) 事象の規模に関わらず、その事象が火災に該当するかどうかは、事業者自ら判断することなく、必ず消防機関の判断を仰ぐこと

を周知徹底すること。

#### ④ 安全管理及び情報公開の徹底について

県内の一部の事業所において、データの改ざん等、原子力施設の保安管理に適切さを欠いたことを踏まえ、原子力安全協定締結事業所に対し要請しました。

原 対 第 17号  
平成19年 4月11日

原子力安全協定締結事業所長 殿

茨城県生活環境部原子力安全対策課長

#### 安全管理及び情報公開の徹底について

昨年来、電気事業者におけるデータ改ざん及び事故・故障等の未報告事例の発覚など、憂慮すべき事案が続いています。

このような事態を受け、国は、発電設備及び試験研究炉について点検を指示したところ、北陸電力(株)志賀原子力発電所において、定期検査期間中に制御棒が引き抜け、臨界に係る事故が発生していたにもかかわらず、隠ぺいしていたことなどが相次いで報告されました。

また、県内の事業所においても、日本原子力発電(株)東海第二発電所において、データの改ざん等が4件確認されたほか、原子燃料工業(株)東海事業所においては、保安規定に定める核的制限値を超えてウランを取扱っていたことが判明しました。

JCO臨界事故を経験している本県としては、これらの事象は、重大な事故であると認識しており、原子力に携わる一人一人が「安全が全てに優先する」ことを改めて肝に銘じるとともに、下記について、誠実に対応することを求めます。

#### 記

- 1 自社員及び協力会社員に対し、JCO臨界事故等の過去の事故の教訓を風化させることなく、研修等を通じて、絶えず事故防止に係る意識の向上及び継承を行うこと
- 2 事故や故障が発生した場合は、あらゆる情報を率先して公開し、原因を究明するとともに、類似事故の再発防止に努めること

## ⑤ 平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた原子力施設における安全確保について

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震の際、柏崎刈羽原子力発電所において、地震動が設計時の想定を大きく上回ったこと等を踏まえ、原子力安全協定締結事業所に対し要請しました。

原 対 第 258号  
平成19年 7月31日

原子力安全協定締結事業所長 殿

茨城県知事 橋本 昌

### 平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた 原子力施設における安全確保について (要請)

平成19年7月16日に発生した平成19年新潟県中越沖地震の際、東京電力株式会社柏崎・刈羽原子力発電所において、地震動が設計時の想定を大きく上回ったこと、火災発生時の初期活動に迅速さを欠き、また、自治体への通報が遅れたこと等を踏まえ、耐震安全性の確認、消火体制及び通報連絡体制の充実強化について、下記のとおり要請いたします。

なお、消火体制及び通報連絡体制の強化内容については、来る8月24日(金)までに報告願います。

#### 記

- 1 耐震安全性の確認<sup>注</sup>
  - (1) 国の指示により実施している耐震安全性評価を行うための地質調査においては、海底活断層を含む活断層について、十分な調査を行うこと。
  - (2) 平成18年に改訂された耐震設計指針に照らした耐震安全性評価を可能な限り早期に完了すること。
- 2 消火体制の充実強化
  - (1) 火災発生時の消火活動において、迅速に対応可能な十分な要員を確保するとともに、消火用設備・資機材の充実を図ること。  
特に、夜間・休日における自衛消防隊員の迅速確実な招集体制を確立すること。
  - (2) 自衛消防隊の訓練を公設消防本部との共同訓練も含め定期的実施すること。
- 3 通報連絡体制の充実強化  
地震発生時の電話回線の輻輳、断線及び停電時等において、自治体等関係機関への通報連絡が確保できるよう通信手段及び設備を整備すること。

注)「耐震安全性の確認」に係る要請は、原子炉又は再処理施設を有する4事業所(機構東海原科研、機構東海サイクル研、機構大洗、原電)のみ

## ⑥ 原子力施設における事故・故障等発生時の県への通報連絡について

複合災害に対応するため、これまで県消防防災課及び危機管理室職員が行っていた宿日直業務を原子力安全対策課職員も行うこととなったことを踏まえ、原子力安全協定締結事業所に対し要請しました。

原 対 第 646号  
平成20年 3月27日

原子力安全協定締結事業所長 殿

茨城県生活環境部原子力安全対策課長

## 原子力施設における事故・故障等発生時の県への通報連絡について

県の原子力安全行政につきましては、日頃から種々御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、県では、休日及び平日勤務時間外における事故・故障等発生時の通報連絡につきましては、連絡担当者を定め対応してまいりましたが、来る4月1日より、宿日直勤務を実施し対応することといたしました。

つきましては、4月1日より、休日及び平日勤務時間外に事故・故障等が発生した際は、宿日直勤務者（消防防災課内勤務：原子力安全対策課のほか、消防防災課及び危機管理室の各課室職員が交替で行う。）に事故・故障等連絡（第1報）を電話及びFAXでお願いいたします。事故・故障等連絡（第2報）以降につきましては、原子力安全対策課への電話及びFAXをお願いいたします。

なお、平日勤務時間内の事故・故障等の連絡及び、地震時の点検結果報告（休日及び平日勤務時間外を含む）につきましては、従前どおり、原子力安全対策課に電話及びFAXにてお願いいたします。

宿日直勤務者（消防防災課内）への連絡先	報告連絡内容
電 話： 029-301-XXXX FAX： 029-301-XXXX	・休日、平日勤務時間外事故・故障等連絡（第1報）

原子力安全対策課への連絡先	報告連絡内容
電 話： 029-301-XXXX FAX： 029-301-XXXX	・平日勤務時間内事故・故障等連絡 ・休日、平日勤務時間外事故・故障等連絡（第2報）以降 ・地震時の点検結果報告

## ⑦ 原子力事業所における火災予防の徹底について

平成20年10月3日及び平成20年11月18日に三菱原燃において相次いで火災が発生したことを踏まえ、原子力安全協定締結事業所に対し要請しました。

消 防 第 1157号  
原 対 第 376号  
平成20年11月25日

原子力安全協定締結19事業所長 殿

茨城県生活環境部消防防災課長

茨城県生活環境部原子力安全対策課長

### 原子力事業所における火災予防の徹底について

最近、原子力事業所において、不十分な防火対策や作業管理あるいは電気設備の絶縁不良等による火災・発煙等が相次いで発生しております。

火災については、対応を誤れば重大な事態に至る恐れがあり、特に、原子力施設については県民の関心も高いことから原子力施設の周辺住民に大きな不安感を抱かせることとなります。

つきましては、火災の発生を未然に防止するため、貴事業所において、改めて作業手順や作業環境を確認するなど防火管理体制の点検を行うとともに、職員の防火意識の徹底を図られるようお願いいたします。

また、電気設備等についても、機器の健全性を確保するため、より一層の予防保全活動に努めていただきますようお願いいたします。

## ⑧ 原子力事業所における火災予防及び発生時の通報連絡について

平成 20 年 10 月 3 日及び平成 20 年 11 月 18 日に三菱原燃において相次いで火災が発生したことを踏まえ、同社に対し立入調査を実施した結果、作業管理や通報連絡体制に係る教育訓練について不十分な点があることが確認されたことから、三菱原燃に対し要請しました。

消 防 第 1 2 2 9 号  
原 対 第 4 0 6 号  
平成 2 0 年 1 2 月 5 日

三菱原子燃料株式会社  
代表取締役社長 殿

茨城県生活環境部消防防災課長

茨城県生活環境部原子力安全対策課長

### 原子力事業所における火災予防及び発生時の通報連絡について

原子力事業所における火災発生時の通報連絡については、平成 1 5 年より再三要請してきたところです。

しかしながら、貴事業所の 2 件の火災を含めた相次ぐ火災・発煙事象の発生を踏まえ、去る 1 1 月 2 5 日には、原子力安全協定締結全事業所に対し、火災予防の徹底について要請したところであります。

貴事業所に対しては、1 0 月 3 日及び 1 1 月 1 8 日の火災発生を踏まえ、去る 1 1 月 2 7 日に原子力安全協定第 1 2 条に基づく立入調査を実施した結果、作業管理や通報連絡体制に係る教育訓練について不十分であることが確認されました。

貴事業所における火災予防、通報連絡等に対する対応については、未だ改善されていないことを示すとともに、県民の原子力事業者に対する信頼を著しく損ねるものであり、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、下記事項を誠実に履行するとともに、その実施状況について、来る 1 2 月 1 9 日までに報告願います。

#### 記

- 1 火災の発生の恐れのある作業に対する火災予防に係る管理
- 2 通報連絡の強化に係る教育・訓練

## ⑨ 原子力施設における排気施設等の健全性確認について

平成 20 年 9 月に確認された高速増殖原型炉もんじゅ屋外排気ダクトの腐食孔に係る水平展開を実施したところ、機構大洗の重水臨界実験装置（D C A）等において腐食孔が発見されたことから、原子力安全協定締結事業所に対し要請しました。

原 対 第 532号  
平成21年 3月 4日

独立行政法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究開発センター  
所 長 廣 井 博 殿

茨城県生活環境部原子力安全対策課長

### 原子力施設における排気施設等の健全性確認について

貴事業所においては、昨年 9 月に確認された高速増殖原型炉もんじゅ屋外排気ダクトの腐食孔に係る水平展開を実施したところ、今般、重水臨界実験装置（D C A）及び除染処理試験棟など複数の施設において、排気ダクトの一部に腐食孔が確認されました。

本件は、排気施設等の点検・保守管理が不適切であったと言わざるを得ません。

つきましては、点検・保守管理の徹底を図るとともに、貴事業所の全原子力施設について、排気ダクト等の点検を実施し、その結果について、来る 3 月 31 日（火）までに報告願います。

原 対 第 533号  
平成21年 3月 4日

原子力機構大洗を除く  
原子力安全協定締結 18 事業所長 殿

茨城県生活環境部原子力安全対策課長

### 原子力施設における排気施設等の健全性について

高速増殖原型炉もんじゅでは、昨年 9 月に原子炉補助建物屋上に設置している排気ダクトにおいて、腐食孔が確認されました。

また、この事象を受けた水平展開として、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターでは排気ダクトの点検を実施したところ、今般、重水臨界実験装置（D C A）及び除染処理試験棟など複数の施設において、一部に腐食孔が確認されました。

つきましては、貴事業所における排気ダクト等の健全性について、点検・保守管理の徹底を図るよう留意願います。

## ⑩ 三菱原子燃料株式会社転換工場における火災について

平成20年10月3日及び平成20年11月18日に三菱原燃において相次いで火災が発生したことを踏まえ、同年12月5日に火災予防、通報連絡等に係る対応について要請し、同年12月19日に再発防止策の報告を受けました。しかし、報告から5ヶ月後の、平成21年5月14日に再び火災を発生させたことから、三菱原燃に対し嚴重注意を行いました。

原 対 第 6 6 号  
平成21年5月19日

三菱原子燃料株式会社  
取締役社長 殿

茨城県生活環境部長

### 三菱原子燃料株式会社転換工場における火災について（嚴重注意）

貴事業所に対しては、平成20年に2件の火災を相次いで発生させたことを受け、同年12月5日付原対第406号により火災予防、通報連絡等に係る対応について要請し、同年12月19日に再発防止策の報告を受けたところです。

しかしながら、去る5月14日には、防火シートを十分に用いることなく火気使用作業を行うという極めて不適切な作業により再び火災を発生させました。

また、火災発生後、公設消防本部には直ちに通報したものの、県、地元東海村を始め那珂市等関係自治体への通報遅延も繰り返されました。

このように、県の度重なる要請にもかかわらず、貴事業所における火災予防に係る対応等は未だ改善されておらず、極めて遺憾であります。

今回の火災の発生及び通報の遅延は、県民の原子力事業者に対する信頼及び自治体と事業所間の信頼関係を著しく損ねるものであり、嚴重に注意します。

については、貴事業所の火災予防に係る対応等について、下記事項を誠実に履行しつつ、根本的に見直し、その実施状況について、来る6月18日までに報告を求めます。

記

- 1 平成20年12月19日に報告された再発防止策及びその実施状況の評価
- 2 1を踏まえた火災発生への恐れのある作業に対する火災予防に係る更なる管理
- 3 県及び関係自治体への通報連絡に係る組織体制、教育・訓練の強化

## ⑪ 三菱原子燃料株式会社転換工場におけるウランの漏えい及び作業員の被ばくについて

平成 23 年 2 月 8 日、三菱原燃の転換工場の管理区域内において、作業員 4 人が被ばくするという事故を発生させたこと、また、事故に係る通報連絡に不備があったことから、三菱原燃に対し嚴重注意を行いました。

原 対 第 2 9 5 号

平成 23 年 2 月 10 日

三菱原子燃料株式会社  
代表取締役社長 井上 裕 殿

茨城県生活環境部長

### 三菱原子燃料株式会社 転換工場における ウランの漏えい及び作業員の被ばくについて

平成 23 年 2 月 8 日、三菱原子燃料株式会社転換工場の管理区域内において、放射性物質である二酸化ウラン粉末が漏えいし、作業員 4 人が被ばくするという事故が発生しました。二酸化ウラン粉末の漏えい及び作業員の被ばくという事故は、JCO 事故を経験している本県としては、県民の原子力事業所に対する信頼を損ねかねないものと認識しており、誠に遺憾であります。

ついては、当該事故が発生した原因の究明と再発防止策について、来る 2 月 24 日までに報告を求めます。

また、事故に係る通報連絡に際し、通報後に判明した新たな情報が報告されないなど、情報管理に不備が認められたことから、通報連絡の在り方について改善し、併せて報告を求めます。

## ⑫ 日本原子力発電株式会社東海発電所固化処理建屋屋上冷却塔 における火災について

平成23年7月6日及び同年12月27日に原電東海第二発電所において火災が発生したこと等を踏まえ、同年12月28日に安全管理の徹底を求めました。しかし、平成24年1月13日に原電東海発電所にて火災が発生させたことから、原電に対し文書にて嚴重注意を行いました。

原 対 第 2 2 7 号

平成24年1月18日

日本原子力発電株式会社  
取締役東海発電所・東海第二発電所長  
劔田 裕史 殿

茨城県生活環境部長

### 日本原子力発電株式会社 東海発電所固化処理建屋屋上冷却塔 における火災について（嚴重注意）

平成24年1月13日、貴社東海発電所固化処理建屋屋上冷却塔において、火災が発生しました。

貴所においては、今回の火災を含め、東海第二発電所廃棄物処理建屋における火災（平成23年7月6日）、東海第二発電所取水ポンプエリアにおける火災（平成23年12月27日）と今年度3件の火災が発生しており、昨年、福島第一原子力発電所事故が発生し、原子力施設に対する県民の不安が一層大きくなっている中、また、昨年12月28日に安全管理の徹底を求めたにも関わらず、立て続けに火災が発生していることは、極めて遺憾であり、嚴重に注意します。

県としては、貴所に対し、今回の火災に係る原因究明の徹底及び再発防止策の策定を行い、速やかに県及び関係自治体へ報告することに加えて、これまでの火災に係る安全管理等の問題点を徹底的に抽出したうえで、安全総点検を実施し、その結果を報告することを強く求めます。

また、事故に係る通報連絡に際し、火災現場の正確な状況が速やかに報告されなかったことから、県及び関係自治体に対する通報連絡や貴所内部における情報伝達の在り方等についても早急に改善し、併せて報告することを求めます。

### ⑬ 放射性物質移送配管等に係る総点検の実施について

平成 24 年 9 月から約 2 ヶ月間に、原子力機構の 3 事業所において、非管理区域での放射性物質の漏えい事故が 3 件、火災が 1 件、立て続けに発生したことを踏まえ、県は原子力機構の県内 4 事業所に対し総点検を実施するよう要請しました。

原 対 第 1 9 0 号  
平成 24 年 11 月 14 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構  
理事長 鈴木 篤之 殿

茨城県生活環境部長

#### 放射性物質移送配管等に係る総点検の実施について（要請）

貴機構においては、平成 24 年 9 月 6 日、核燃料サイクル工学研究所再処理施設分析所において、その後、10 月 25 日及び 11 月 9 日に、大洗研究開発センター J M T R 原子炉施設において、非管理区域の配管から放射性物質の漏えいが確認されました。

また、11 月 9 日には、原子力科学研究所廃棄物安全試験施設において火災が発生しており、福島第一原子力発電所事故以降、原子力に対する県民の不安が一層大きくなっている中、約 2 か月という短期間において、4 件の事故・故障等が発生したことは、誠に遺憾であります。

特に、配管からの漏えい事象については、3 件とも非管理区域における漏えいであり、極めて重大な事態であると認識しています。

つきましては、県内 4 事業所において、改めて安全管理の徹底を図るとともに、下記事項について、早急に総点検を実施するよう要請します。

なお、その実施計画については、平成 24 年 11 月 22 日（木）までに、総点検の実施結果については、同年 12 月 21 日（金）までに報告するよう求めます。

#### 記

##### 1 放射性物質移送配管について

放射性物質を移送するすべての配管（液体）について、管理区域内外に区別して、それらの健全性に係る総点検を実施すること。

##### 2 火災予防について

火災の発生を未然に防止するため、作業手順や作業環境など、防火管理体制について、総点検を実施すること。

特に電気設備については、予防保全の観点から機器等の健全性を確認すること。

## ⑭ 安全管理体制の再構築について

平成25年5月23日に発生した大強度陽子加速器施設（J-PARC）ハドロン実験施設における放射性物質漏えい事故において、放射性物質が管理区域外へ漏えいしたこと、放射線業務従事者が被ばくしたこと、加えて、これらの事態について、県及び関係自治体への通報連絡が事故発生から一日半近くも遅れてなされたことなどを受け、事業者に対し、事故原因の徹底究明や再発防止策の策定等を要請しました。

平成25年6月3日

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
機 構 長 鈴 木 厚 人 殿  
独立行政法人日本原子力研究開発機構  
理 事 長 松 浦 祥 次 郎 殿

} 各 通

茨城県知事 橋 本 昌

### 安全管理体制の再構築について（要請）

去る5月23日に「J-PARC」ハドロン実験施設において、放射性物質が管理区域外へ漏えいする事故が発生したこと、さらには放射線業務従事者が被ばくしたこと、加えて、これらの事態についての県及び関係自治体への通報連絡が、事故発生から一日半近くも遅れてなされたことなどは、県民へ大きな不安を与えたところであり、極めて遺憾であります。

今回の事故における貴事業所への注意事項については、既に立入調査の際に口頭で伝達しているところでありますが、ここに改めて厳重に注意するとともに、当該施設の安全管理体制の再構築に向け、下記の事項について早急な対応を求めるものであります。

#### 記

- 1 ハドロン実験施設において、放射性物質が、想定していなかった加速器施設外へ漏えいした原因を徹底的に究明すること。
- 2 J-PARC施設の全行程において、今回のような事故が起り得る可能性について、しっかりと点検するとともに、今回のような事故の再発防止と施設の安全対策に万全の措置を講ずること。特に、今回の事故において、誰がどのように判断したのかなど、一連の対応について検証すること。
- 3 職員はもとより全ての作業従事者に対し、放射性物質についての認識を徹底させるとともに、十分な教育訓練を実施すること。
- 4 通報連絡体制の再点検を行い、改善を図ること。また、報告事項については、現場において明らかに軽微と判断できるものを除き、原則全てについて行うことを検討すること。
- 5 その他、安全確保のために必要な対策を講ずること。
- 6 これらの実施状況については、逐次報告を行うこと。

## ⑮ 原子力施設における安全管理体制に係る調査について

平成25年5月23日に発生した大強度陽子加速器施設（J-PARC）ハドロン実験施設における放射性物質漏えい事故を踏まえ、県は、原子力安全協定締結事業所に対し、同様の事故の再発防止と非常時における的確な初動対応体制の構築に資するため、安全管理体制に係る調査を要請しました。

原 対 第 1 3 2 号  
平成25年7月12日

各原子力事業所長 殿

茨城県生活環境部長

### 原子力施設における安全管理体制に係る調査について（要請）

去る平成25年5月23日に発生したJ-PARCハドロン実験施設における放射性物質漏えい事故では、放射性物質による汚染が想定されない第2種管理区域において放射性物質の漏えいが発生したものであり、施設における管理区域の設定のあり方について指摘がなされているところであります。

また、今回の事故では、職員の安易な判断で、施設内の放射性物質が環境中に放出されたこと、法令上の報告事象に該当するか否かの判断が遅れたことにより関係自治体への通報連絡が事故発生から一日半近くも経過した後となったことなど、非常時における初動対応上の問題点も指摘されております。

これらを踏まえ、貴事業所の安全管理体制に係る下記の事項について、別紙要領に基づき調査を実施したいと考えております。

つきましては、別紙様式により、調査結果を平成25年8月9日までに御報告願います。

なお、報告いただいた内容については、関係市町村とともに立入調査により確認してまいりますので、併せて御協力願います。

#### 記

- 1 原子力施設における管理区域の設定状況等について
- 2 非常時における初動対応体制について

## ⑯ 安全管理の徹底などに係る取組の強化について

原 対 第 1 8 9 号  
平成26年9月18日

独立行政法人日本原子力研究開発機構  
理事長 松浦 祥次郎 殿

茨城県知事 橋本 昌

### 安全管理の徹底などに係る取組の強化について

貴機構においては、去る7月12日以降、原子力科学研究所原子力コード特研建屋近傍をはじめ、大洗研究開発センター固体廃棄物前処理施設(WDF)や那珂核融合研究所第1工学試験棟大実験室において、火災が相次いで発生しました。

また、9月11日には、大洗研究開発センター材料試験炉(JMTR)第3排水系貯槽(Ⅱ)建屋内において放射性物質の漏えいが発生したほか、翌日にも核燃料サイクル工学研究所廃棄物処理場において軽微な汚染が確認されています。

さらに、原子力科学研究所構内への不審者の侵入を見過ごし、先般、原子力規制委員会から核物質防護規定遵守義務違反について嚴重注意処分を受けるなど、貴機構の安全管理体制が厳しく問われる事態が相次いでおります。

福島第一原子力発電所事故以降、原子力に対する県民の不安が大きくなっている中、こうした事態が連続して発生していることは誠に遺憾であり、ここに嚴重に注意します。

貴職におかれましては、職員一人ひとりに対し、安全管理の重要性を再認識させ、安全文化の醸成に努めるとともに、施設・設備の点検を徹底するなど、再発防止に万全を期されることを強く要請します。

また、併せて、事故・故障等に係る情報はもとより、安全管理に関する情報などを積極的に公開し、県民理解の促進に努めるよう要請します。

については、安全管理の徹底などに係る取組の内容について、平成26年10月3日(金)までに、報告するよう求めます。

⑰ 日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター「燃料研究棟」  
における作業員の汚染、被ばく事故について

原 対 第 7 8 号  
平成29年6月8日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理 事 長 児 玉 敏 雄 殿

茨 城 県 知 事 橋 本 昌

日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター「燃料研究棟」  
における作業員の汚染、被ばく事故について

平成29年6月6日、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター「燃料研究棟」において、管理区域内作業中に放射性物質が飛散し、作業員5名に身体汚染が生じるとともに、うち少なくとも4名が内部被ばくするという事故が発生しました。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から6年が経過し、原子力施設の安全性に対する県民の不安が依然として高い中、こうした事故が発生したことは、県民の原子力事業所に対する信頼を大きく損ねるものとして誠に遺憾であり、厳重に注意します。

については、事故原因の徹底した究明を図り、作業の安全管理体制及び事故発生時の初動対応状況について十分検証したうえで、再発防止策の検討を早急に行い、その結果等について来る6月23日までに報告を求めます。

⑱ 日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所  
プルトニウム燃料第二開発室における核燃料物質の管理区域内での漏えいについて

原対第313号  
平成31年2月1日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄 殿

茨城県防災・危機管理部長

日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所  
プルトニウム燃料第二開発室における核燃料物質の管理区域内での漏えいについて

平成31年1月30日、日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室において、核燃料物質の管理区域内での漏えいが発生しました。

本件が、平成29年6月に発生した同機構大洗研究開発センター(現:大洗研究所)燃料研究棟における作業員の汚染・被ばく事故に係る再発防止対策を講じている中で発生したことは、県民の原子力事業所に対する信頼を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

については、下記の対応を速やかに実施し、その結果等を報告するよう求めます。

記

- 1 安全確保を最優先とした上で、本件に関係した管理区域内の汚染等の状況を適切に把握し、必要な拡大防止措置を講ずること。
- 2 本件に係る原因究明を徹底して行うとともに、平成29年6月に発生した燃料研究棟における作業員の汚染・被ばく事故を踏まえた再発防止対策等の検証を行った上で、確実な再発防止対策を確立すること。
- 3 日本原子力研究開発機構の他の施設へ速やかに水平展開し、再発防止の取組を徹底すること。

## ⑱ 安全管理の徹底について

原対第280号  
令和元年11月6日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄 殿

茨城県知事 大井川 和彦

### 安全管理の徹底について (要請)

貴機構においては、平成29年6月に発生した大洗研究開発センター（現大洗研究所）燃料研究棟における作業員の汚染・被ばく、本年1月の核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室における核燃料物質の管理区域内での漏えい、同9月の大洗研究所JMTR二次冷却システムの冷却塔倒壊等の事故・故障等が相次いで発生しております。

こうした中、先般、核燃料サイクル工学研究所のガラス固化技術開発施設において発生したトランシーバーの盗取事案については、核物質防護上、厳重な出入管理が行われるべき施設で発生したものであるとともに、紛失の覚知まで時間を要し、その間の事故発生時の対応に支障を及ぼした可能性があったことは大変遺憾であり、ここに厳重に注意します。

貴職におかれましては、今回発生した事案を踏まえ、原子力施設における物品管理を含む安全管理の体制について検証し、確実な再発防止対策を講じるよう要請します。

ついては、再発防止対策の内容について、令和元年11月29日（金）までに、報告するよう求めます。

## ⑳ 日本核燃料開発株式会社における自動火災報知設備の 点検結果に関する不適切な報告について

原 対 第 2 6 2 号  
令 和 3 年 9 月 10 日

日本核燃料開発株式会社  
代表取締役社長 濱田 昌彦 殿

茨城県防災・危機管理部長

### 日本核燃料開発株式会社における自動火災報知設備の点検結果に関する 不適切な報告について（嚴重注意）

去る6月9日、貴社において、核燃料物質使用施設の管理区域内にある自動火災報知設備について、消防法や保安規定等に基づき、定期的に点検を行い、結果を記録するとしていたが、点検が21年にわたり実施されておらず、それにもかかわらず結果を正常として記録していたことが判明した。

県としては、去る6月25日、貴社に対して口頭注意を行うとともに、類似事象の調査並びに再発防止対策の速やかな実施を求めたところであるが、その後の貴社調査において、新たに点検未実施や点検内容が適切でない可能性がある設備が複数判明したこと、今般、原子力安全上の管理体制の不備や意図的な不正行為が確認されたことは、県民の原子力事業所に対する信頼を大きく損ねるものとして誠に遺憾であり、ここに嚴重に注意する。

については、再発防止に万全を期すとともに、再発防止に向けた取り組み状況について、定期的に報告し、公表することを求める。

## ⑳ 三菱原子燃料(株)における加工施設分析設備等の施工に関する不適切事案について

原対第110号  
令和4年5月19日

三菱原子燃料株式会社  
代表取締役社長 大和矢 秀成 殿

茨城県防災・危機管理部長

### 三菱原子燃料(株)における加工施設分析設備等の施工に関する 不適切事案について (厳重注意)

貴社のウラン加工施設において、原子力規制庁に対する設計及び工事の計画の認可申請にない工事を行った上に、原子力規制庁による検査に対しても事実と異なる説明を行い、意図的な文書の差し替えを行っていたことについて、5月18日の第10回原子力規制委員会にて報告された。

本件は、安全の確保を最優先とすべき原子力事業者において法令順守意識が欠如していると言わざるを得ず、県民の原子力事業所に対する信頼を大きく損ねるものとして誠に遺憾である。

ここに厳重に注意するとともに、新規制基準対応工事における品質管理体制の強化並びに社内における法令順守意識の徹底に向けた体制の再構築を図るなど、再発防止対策を確実に講じるよう強く要請する。

については、事案の詳細及び再発防止対策の内容について、令和4年6月1日(水)までに、報告することを求める。

## ② 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所における火災について

原対第 390 号  
令和5年11月13日

日本原子力発電株式会社  
常務取締役 東海事業本部長  
坂佐井 豊 殿

茨城県防災・危機管理部長

### 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所における火災について（嚴重注意）

貴所においては、昨年度の3件の火災に引き続き、今年7月には乾燥機制御盤の焦げ跡、10月には原子炉建屋内天井照明の焦げ跡といった火災が相次いで発生しております。

このような中、今月に入って既に2度にわたり火災が発生していることについては、県民の原子力事業所に対する信頼を大きく損ねるものとして誠に遺憾であり、ここに嚴重に注意します。

貴所においては、昨年12月の県の嚴重注意を受け、管理体制の実効的な改善や、新たな対応を導入したにもかかわらず、結果として所内の火災発生防止に至っていないことから、今般の事象個別の原因究明等のみならず、これまで発生した火災全体を踏まえた共通原因、間接的原因等、より深く徹底した原因究明及び再発防止対策の検討を行い、その結果について報告するよう求めます。

なお、報告いただいた内容については、茨城県原子力安全対策委員会等の場において専門家の意見も伺いながらその妥当性について確認してまいりますので、併せて御協力願います。